

平成30年(2018年)12月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 平成30年12月11日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年12月19日(水)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

早退した議員

12番 入江康仁

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお宮原企画課長が所用で欠席のため塩崎課長補佐が代理として出席させることを許可いたします。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 奥村 仁君

8番 樋口泰生君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は5人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告しておりますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

また通告外の質問や不規則発言がなされた時は、その場で発言の停止を求めることがありますのでご了承ください。

東清剛議長

それでは、16番 中津畑正量君の発言を許します。

16番 中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

おはようございます。

議長の許可を得まして2日目の一般質問に入ります。

今までこの建設残土の問題については、他の議員の皆さんもいろいろ質問をされておりますが、今日のところは既に条例の関係では、今、全協でいろいろ1回目の質疑が行われました。

これについては私どももどうしても大きな問題だということで、日本共産党の武田参議院議員、これは環境の委員会に所属しておられる方です。島津前衆議院議員、この方と紀北町に入っただいて、東京、大阪から大量に持ち込まれている建設残土について、現地調査を行わせていただきました。8箇所のうち3箇所を視察いたしました。名倉峠では谷に土砂を流し込んでいる、田山坂では大規模に土砂が搬入されている。三浦の現場も残土、林道から流している。それを見ただけでも結構びっくりされておりました。

午後から三浦公民館で三浦地区住民との懇談に総勢 45 人が参加して、いろいろ意見交換をされました。土砂を運ぶダンプが日に何十台も通るということで、三浦地区住民のこんなんではもう散歩はやめたと。このダンプの大きな通行が今まで散歩ルートでもあった関係でもありますし、散歩の高齢者の方が特に多いんですが、随分不安になっております。

またどういう土が持ってこられるのか、またいつ崩れるのか。雨なんか降ると地下水に入るんですが、あつこの近くの人では地下水を使って生活をしている方もございます。これも前も私も町長にも言いましたが、こういうことが次々と皆さんの声が出されました。その後、町と是非お話を聞きたいということで、町長たまたま東京へ出張でありました、中場副町長と面談し住民が本当にこれから本当に不安であるということから、国や県は条例や法律をつくっていただきたい。町として条例をつくる準備をしていると述べられておりました。

これは住民の人も私ども条例を是非これはつくっていかないと、今後はどんな町になってしまうのかというのは想像できることがあると思います。そこで皆さんの出席された方、結構三浦ではたくさんの方が思ったのは自治会の総会、以降では随分一番多いのではないかと思います、この不安の声をやっぱり武田議員のほうも本当に不安の声というのは理解できましたということでおっしゃっておりました。

それについてこのままで県外からの建設残土が増えるということが十分予想されると思いますが、町長これからのこの問題については、これからこのままではどのような状態になるかということも含めて、町長のお考えをお伺いをいたします。

2つ目には、日数が経過すると大雨や台風で崩落が怖い。これは私は三浦だけではありませんし、他のところも見たところも大変危険な状態になっている。そういう意味でこちら辺ではこの条例等もこれからの検討される条例が、これらを食い止めることができるかどうか。入ってくるのも止めれることができるのか、そういう点も是非お聞きしておきたいと思います。残土は盛土はこういふんなとこに盛られておりますけれど、この盛土は決して 100%ではないと思います。パワーシャベルで押して固めてあるようには見えますが、雨が降るとこれからもどんどんぞれてくるのではないかと、これが普通の話だと思います。それを留めるにはどうしてもこれを考えていくのか、そういう点で是非町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おはようございます。本日はですね、まず中津畑議員のご質問に答えさせていただきます。建設残土による町民の皆さんのですね、不安ということでございますが、私もその不安があることは十分認識しております。まず全体論を先に言いますと、そういった不安をですね、少しでも解消できるように生活環境の保全にかかる条例をですね、選定したいという思いで一杯でございます。

それではまずですね、この建設残土についてのお話をさせていただきます。

この建設残土につきましてはですね、廃棄物として扱われる土砂を除き収集・運搬・処分を直接規制する法律が存在しないことから、建設残土を利用した大規模な造成や盛土などが国内各地で行われているところでございます。この管内におきましては、長島港、尾鷲港があることから建設発生土が荷揚げされまして、造成等の行為が増加していると認識をしているところでございます。

先ほど申し上げたように皆さんのご不満の声にお答えするために、生活環境の保全に関する条例の制定を目指しておりますので、条例施行後は事業活動が安全なものとなるよう現在の調査や指導から踏み出した取り組みを開始したいと、そのように考えております。

それからですね、盛土の崩落の危険などに関する不安のお声をお聞きいたしております。これは議員の皆様からも何度もご質問をしていただきました。埋立地が崩落しないかについては変状が気づけるよう常に監視が必要だと考えております。現在は定期的な現地調査、大雨後の変状調査を実施しているとともに、台風の豪雨後などに異常があった場合には搬入事業者に改善を指導しているところでございます。

引き続き同様の監視と指導が必要であると考えているところでございます。

それから、紀北町生活環境保全に関する条例を制定することによりまして、建設残土を埋め立てる事業活動に関し、事業者には町への届け出と協議、事業内容の住民への周知を求めるとともに、町としては土壌成分の把握、安全な構造の指導、変状があった場合の改善、指導や調査の制度を有しております。紀北町のルールである条例を遵守していただくよう、町による監視指導を努めてまいりたいと思っております。

また盛土についてはですね、私も現状の施工であれば不安を感じるところでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長のお話だとこの残土というのは、建設残土というのはなんか品物のような話で聞こえてるんですが、これはあくまでも東京や大阪から出てきた建設残土が、利用してよいものになるということ、それでは決してないと私は思いますがどうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは法的にはですね、利用可能な建設発生土や改良土ということになっております。この点につきましてはですね、昨日もお話させていただいたんですが、共産党の参議院議員の皆様もですね、そういった認識をされているところでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私は冒頭でこういうふうにするのは実際には残土条例は横へ置いておいても、実際に今の状態で東京や大阪から持ってきて、こう盛土にしているところを見ると、言うたら町民の人にも喜ばれるような土ではない、このように思っているんですが、そやけども言葉ではなんか良いもののように聞こえますが、決してそうではないと私は思っているんです、ここからちょっと町長の考え方と言葉ではそういうことにはわかりますけど、そういうものでは決してないというのが現状ではないでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった事業がですね、喜ばれるものではないということはですね、そういうことから住民の皆様や議員の皆様おっしゃって、我々も条例をつくらうとしているわけでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私は現状を見てね、実際にはこの建設残土というのは果たして高潮なんかに対して強固になっていくとか、いつも壊れるようなところを隅をもっと厚くしようとか、そういう格好ですんならわかるんですけど、そういう意味では歓迎する土ではないと私は思うんで

すがその点をもう一度確認させていただきたい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、こういった残土の処分の仕方、利用の仕方に対してですね、住民の皆様は歓迎しているという状況でないのは十分認識しておりますし、私もそのようなお話、議員の皆様もそのようにしております。ただ、私の言いたいのはですね、もし違法であればこれは産業廃棄物処理法とかですね、そういったものでももちろん制限されるものでありまして、搬出先がまずあります、その時点でですね、異常な土であれば明らかにその時点で搬出、移動はできないはずなんですよ。

だから、我々は感情と法との整合性ですよ。感情は住民の皆様も議員の皆様も我々もそうですが、法の中で動けることということの中で動いております。

東清剛議長

議長と呼んでいただけますか。指名を受ける時は議長と。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

法の中の生活しているのは誰も同じなんです。ところがこの残土そのものがね、非常に不安に陥れているのが陥れられておるのが町民なんです。そう考えると他の市町でも随分これに対しては持ち込まないとか、罰則規定まで設けてそういうような対応をしているのが現状だと私は思いますが、町長そこら辺もわかっていただけておられるんでしょうかね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことですね、今回条例をつくらうということでございますし、罰則規定についてもですね、全協でお話させていただいたように、条例が決定後、検察で検討していただきまして罰則規定を盛り込むために、また後ほど議会に相談させていただきたい。そのように述べております。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

もう1つちょっと一言申し上げたいのは、君津市での条例なんかにも罰則条例も出ておりますね。まあまあどうやとは言いませんが、この君津市のその町ではそういうこれは君津市やね、千葉のほうでもありますけれど、そういう意味ではね、実際にはそういう条例をつくってでも止めなくてはならないという強い思いがあるところもあちらこちらで出ております。実際にはそういうところは200から300あるという市町が、そういうところがあると聞いておりますが、私全部はつかんでおりませんけれども、そういうことで大変この問題には不安を受けている町民をどうして守っていくのか、そこが一番の今度の条例でもそうなんです、果たしてそれで止められるのか。今の状態でも大変悪い状態です。そこら辺でも見回りは行ってくれとるけど、実際にそれが水道ができたり、崩落したとこも小さなもんですが、そういうところもありました。

しかし、それに対してきちっと対応するように見回りだけではなくて、こうせなあかん、例えば埋め土の勾配なんか30度とか言っておりますけれど、実際には40度近い40度超えるようなところもございますがね。そこら辺はそこまでは入らないかもわかりませんが、やっぱり町民を守ろうと思うとそこまでいかないと、なかなか今の状態で普通だと大きなコンクリを擁壁をつくって、崩落しないよとということが普通なのかと思いますが、それすらもなんらしてないのが今の現状であります、どうですか、それらに対して手を出していくと言いますか、業者にはきつく申し入れもしておられるのでしょうか。そのまま放っておいたらこれほとんどない話になると私は思っております。

東清剛議長

いかがですかとってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

今の現状では我々としても心配であると、だから条例をつくるんですよ。そういうこととでございます。また君津市の条例の要請、これよその町なんて言うべきことではないかもわかりませんが、君津市やなしに基本的なところで、弁護士にも相談をさせていただいております。法的に適合して事業実施が許されているような事業に対して規制することは不敵法となることが原則でございます。これは弁護士の考え方で、たがら君津市のが悪いとかいうわけじゃないんですよ。そういうものも配慮しながらですね、条例はつくっていかなければならないということをお願いだけのことなんで、その辺はよろしくお願いま

す。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私はね町長、他のところが良いとか悪いとか言ってません。それも1つの方法で市民や町民を守っていくのが普通だと、それは町長は言われとるんだと思いますけれど、その今の状態では本当に守れていくのかどうか。そこのところが私一番の問題だと思います。例えば人家や施設や河川、道路、鉄道、そういうところにまで崩落したら、そこらまで手は延びてしまう。土砂が崩落したら被害が出る。そこら辺はやっぱりもっと目を光らせていかないと、それで条例で止まれるのかどうか。そこのところは町長ははっきりとちょっと話をしてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それらも盛り込んだ条例だと説明をさせていただいたつもりです。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長よくわかりました。町長これから残土条例の問題も全協もやるんでありましょけれども、そやけどその中では基本はやっぱり町民を守っていく、そういう立場でこう私どもも議論を質疑もしていきたい。このように思っております。また、このいろんなところでこういうところがこれから1つ2つというような格好で、この前から三浦が一番早かったと私認識しておりますが、それからもどんどん増えてきている。どんどんというほどでもないかもわかりませんが、あんだけの土砂を持ってくる場所というのはそないないんですが、実際にこれから1つ2つと増えてくるのではないかと、そういう意味では尾鷲なんかもそうだと思います。尾鷲なんかとも、隣接の大紀町にも少しちょっと置かれましたが、そういう意味ではもっと協力をして密にして、この問題に対応していかなければならないと私は思っております。

それには県にもこの前も言いましたが、NPOからの議会での可決された県外から持ち込みを禁止してほしいということで可決されておりますが、そういうことも含めてですね、

もっともっと声を大きくしていかななくてはならないなというのは参議院議員の武田さんが言われたのは、本当に国のほうでも声を出していかなくちゃだめですねっていう話でありました私たちにはね。それだけこの1町ではなかなか難しいところもありますので、そこら辺ではもう声がけは他のところにも、他の市町にも話をもって機会があればそういうものを大きくしていく、そういう格好で今後ともこれらの対応をしていくべきだと私は思いますが、町長よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるとおりなんで、我々としてもそういう活動をしております。昨日の一般質問でも答えさせていただきましたですけどもね、県条例が必要ですよということで、1町ではだめなんで、町村会を巻き込んでですね、その要望も出させていただいております。また、県に対してはもう少し、この基本はですね、関東の周辺のところでもそういう県条例とかですね、できてきていくところが移動してきたということです。

だから、紀北町で条例をつくっても移動場所が変わればですね、他の市町へいくという形になりますんで、広域的なものが需要ですし、共産党の皆さんの参議院議員の皆さんもですね、国の制度が必要ですと、国の法整備が必要だということです。逆に、裏返せば今、国の法制度がないから各市町でこうやって対応しなければいけないんですよ。そこら辺を十分踏まえた上で、中津畑議員と同じ方向でこの条例をつくろうとしておりますので、上程の時にはよろしく賛成のほどお願い申し上げます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

その議論は大いにすべきだと私も思いますが、国のほうのそういう法律がない、法がない、そういう意味では確かに問題だと思います。しかし、それだけ言っておってはだめだと。実際にはこの実態をもっと住民の立場に立ってものを言う、そういうものを、もちろん行政同士の中でもそうですが、やっぱりこの町でも検討して、条例をつくろうと今、町長は言っていますが、それだけで本当にどうなんやろか。実際にこの裁判をした時には、ずいぶん訴えられたとかいう町長も盛んに言われておりましたが、そんなことはやってみやないかんし、いろんな裁判も見てきましたけれども、負けると思ったら勝ったとか、勝

ったと思うたけど負けたとか、そういうことは日常茶飯事です。

そやけど、この問題はやっぱりそこら辺も含めて考えないと、私とてもやないけど、これはどんどん持ってきてもええんやと。それが私はどうしてもそれはだめだと、それでは住民を守ることができないと、私は思っておりますが、町長もうこれを最後にしますが、町長、条例を本当に住民のために、この条例を使っていくべきと、私どもも質疑の中で頑張っていきたい、このように思っておりますが、どうぞ町長これだけで今の提案されようとしている条例が本当に住民のためには大丈夫なんだということによろしいでしょうか。町長の考え方ちょっと教えてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々といたしましてはですね、その法の下でつくる条例でございます。その中で精一杯の制限をかけようというような条例ではございますが、裁判やってみないとわからないでなしに、裁判やって勝たなきゃいけないんです、行政は。負ければみんな損害賠償をとられるし工事も継続して進められるわけなんですから、ですから考え方は中津畑議員とほぼ一緒なんですよ。

そして、この条例を例えばですよ、上程させていただいて、それをご可決いただければ、完全とかですね、そういった話ではなしに、一定の制限や事業者が安全に事業してもらえることになるわけです。議員が先ほどおっしゃられた不安に対してですね、いろいろと町も関わっていけるようなことになりますんで、だから、その条例がですね、どれが100%って、今、議員もおっしゃったように勝つこともあれば負けることあると思うんですが、それぞれの地域の土地やその町のあり方によって、条例というのは変わってきますんで、そういう中で我々は紀北町として、しっかりとした条例をつくっていきたいという考えでやっておりますので、議員におかれましてはですね、その辺もご理解いただきたいと、そのように思います。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

残土条例のことも含めてですね、町長とは随分考え方の違いが多いなという思いがあります。ただ、なぜ住民の人がこだけ不安になっておられるのに、その条例でいけるかど

うかも含めて、これからの論議になると思いますが、1つ私どももいろんな方からも教えていただいたり、例えば弁護士さんなんか、法律事務所の人とか、そういうことにもいろいろ話を聞きますが、これからもこの件については、わずかなあと3カ月ちょっと、3カ月でこの問題が出されると思うんですが、それまでにいろんな問題をいろいろと論議をしたい、このように思っております。

それでは、2つ目にいきたいと思います。

住宅リフォームの助成制度について、町長お聞きいたします。

1つには行政が援助することによって仕事づくり、仕事おこしで一人親方やリフォームした町民からは大変喜ばれております。これは行政のほうにも届いているかと思っております。5月、11月と合わせて1,000万円の予算でやってまいりました。この実績をひとつお伺いをいたしたいと思っております。経済効果はどうなんですか。

3つ目には、2回目の抽選でですね、外れた人もニコニコしている。何故だろうと私は思いまして、その方と話し込んでしまうと、実際にはこれからまたしてもらえるやろな、今、外れてしまったけどもというような話も、こういう表現で私しましたけれど、本当に期待をしている。

近江市のほうでは10年、間もおいたりしてやってきたところもありますけれど、そういう意味では小さな町ですから、5年も10年もということはないと思っておりますが、そこら辺で町長のお答えを聞いておきたいと思っております。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、住宅リフォーム補助金についてのご質問にお答えさせていただきます。住民リフォーム補助金につきましては、今年度の新規事業として当初予算で500万円をご可決いただきました。広報きほく5月号で募集したところ、5月末に予算額の500万円に交付決定額が達し、その反響の大きさに驚いたところがございます。リフォームに対する需要や希望が多くあることがわかりましたので、9月補正でさらに500万円をご可決いただき、11月広報で第2回の募集をいたしました。

5月の第1回募集では先着順で受付まして、53件で交付決定額が500万円、工事予定金額は約3,863万円となっております。11月の第2回募集では受付期間を設けまして、69件、624万6,000円の申請がございましたので、12月3日に公開抽選会を行いまして、57件で

510万円の交付決定をし、工事予定金額は1,727万円となっております。合計で109件、交付決定が1,000万円、工事予定金額は5,550万円となっているところでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

結構私も驚いたぐらい皆さん喜ばれておるのは実態だと思います。そこでですね、この経済効果というのは本当にお金がこだけ動いたということは、今までかってなかったように思います。こういう住宅リフォームだけやなくてね。いろいろ生活の環境とかそういうもので教育とかそういうところでどんどん使って、今まではやってきたから別に費用対効果はどんどん増えたということではないのはわかりますが、こういう意味では今後この建設する時に新しい家を建てる時にはこれは無理ですけど、実際にはこういうリフォームわずかなところですが、例えば畳屋さんのあたり廊下を直したりとか、そういうような格好でいろいろ組み合わせもできるということが、結構できたのかな中身的には。それは追々私も聞いていきますが、終わってからでも聞きますが、今後からのこれからの問題としてはやっぱり9名の方が抽選で落ちた人もおられますし、私どもから今度も予算つけてもらうような要望はしていきますけど、これもわかりませんが実際にはこういうものができたら、今まで手続きもすごく1回目より2回目手続きがしやすくなって聞いたりするものですから、事業者の方もちゃんと話もできますんで、そういう意味では本当にこれからの向けてですね、先に向けては町長は今、固まってはいるかもわかりませんが、そういう点では是非このリフォームを是非続けていけという意味じゃないですが、これはなくなる状態になればそれは休むことやったらできると思いますが、町長の考え方を聞いておきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず住宅を建てることでは無理ではないかというお話をいただきましたんで、まずその点からお話をさせていただきます。耐震補強とかですね、町内で木を調達したりとか、そういったものとかのですね、補助金はうちは9つ、今、浄化槽の撤去とかですね、そういうのも入れての補助金を出しております、いろいろな補助金を組み合わせていただいて、重なる部分はだめなんですけど、そういったものをしていただければ、より生活しやすい

危険のないような住宅のリフォーム等もできるのではないかと思っております。

またこの住宅リフォーム制度の補助金の問題につきましてはですね、まだ2回目の調査も終わっておりませんので、それらもですね、踏まえた上でどのように行っていくかということはですね、議員の皆様にも説明責任がございますので、2回目の施工の様子も見ながら決定をさせていただきたい、そのように思います。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

住宅リフォームは私は本当に両手を広げて皆さんが喜ぶ話を聞くと、本当に良かったな、これからも是非という思いもありますが、町長の今の答弁で私もよくわかりました。

それでは3つ目になりますが、漁業法の改正案、これは知らん間にちょっと8日の日でしたかね。夜中を過ぎて可決をされましたけれど、なかなか中身的には非常にわかりにくいんですが、この沿岸漁業へ特にここら辺、熊野灘などもそうですが、大企業への参入を拡大したことになってしまいます。資金力を生かして長期的に漁業権を独占できるようになってきます。

私、外湾漁協の役員の方にも少しお聞きしましたが、なかなか全てがわかりにくい、そのような声も出ております。漁業権とは漁場の一定の区画で独占的事業を営む権利のことであり、小規模漁業が中心に紀北町では漁業者は危機に直面してしまう。これについて町長の考えをお聞きしておきます。これはこの漁業も随分低迷されておりますけれど、これらについて今までこの法案の中身は、本当に大変だなこれから大変だということで、町民の人も漁民の人も話が出てきておりますが、まだまだ私どももわかりにくいところもありますが、町長の今の状態でどのように聞いておられるのか、そういう点でちょっとご答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

改正漁業法ということでございます。我々といたしましては、この法律に直接携わっているわけではございませんので、概要だけお話をさせていただきます。政府は水産資源管理の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、先般の臨時国会に水産改革関連法案を提出し、去る12月8日に可決成立したところでございます。

この法律の改正では70年ぶりの大改正と言われる漁業法の改正が含まれておりまして、その中で養殖沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しとして、県が漁業権を地元の漁協や漁業者に優先的に免許を割り当てている現行法の規制の廃止が言われております。水産庁では漁業関係者が抱えている不安に対しまして、これまでの免許を更新する際には、適切かつ有効に活用している場合は継続利用を優先するとされております。

また、養殖業への企業参入についても、地元漁協等と従来どおりの調整が必要であるとして、知事の判断だけでは新たな企業の参入は行えないと、そのようになっていると伺っております。改正漁業法の施行につきましては、2年後であります但し漁協や漁業者等の漁業活動に支障が生じることのないように、我々もですね、見守っていきたいとは思いますが、漁協等もですね、いろいろなご意見を出てくるのではないかと考えております。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長が言われたのは私もそれぐらいまでなんです。細かいことはわからないんですけど、しかし町の漁業者の人なんかでちょっと話聞いてみますと、これは大変なことになるねえ、何故なら定置網といっても今までだったらそういう漁業者の組合をつくって、大島やったら大島できたけど、もし大企業がきてここへつくりたいと言われた時には、5分5分で作るといふ格好これは特権みたいな格好で漁師の人は優先ですということ、今までは何でも言われておりましたけれど、それらがなくなってしまった。そういう意味では私たちの海だと思っておりますし漁師の人は、漁師の方が実際にはそういう獲るだけではないし、それなりに資源を絶やさないうようなやり方もいろいろ漁協も期限を決めたり、そういうことでは随分やってきたと思います。そやけど大企業からみたらどんどん獲ればいいと、それでなかったらもう直ぐ引き上げますというような格好になろうかと思いますが、そこら辺はこれから漁業調整委員というて県の県会議員と言われるぐらい、この人たちの公選制もなくなるとか発行まで2年というのも、町長も今も言われておりましたけど、本当にこれからこの漁業の法律を変えるというのは、実際にはこれからの漁業が本当に大変な状態になるのではないかとこの心配の声を漁師の人もちょっとわかったとこだけでも困ってしまうな。

そやけどそれは細かいとこまで私どもも説明はできませんけれど、実際大きなことでは今までと違いとんでもない、漁師の人が優先して使われておった海が、そういう一般大企

業の人たちがこう入ってくる。その可能性もあるということで、入ってこないことも考えられると思いますが、そこら辺では本当にもっと声を出していかなきゃならんよって、小さな漁業組合も新聞なんか読むと出しておりますが、こういう点で一応私ども紀北町においてもですね、海の生活している方がたくさんおられましたけど、どんどん、どんどん小さくなって正組合員も少なくなって非常に状態も悪くなってきたのは事実だということで、これからも頑張ろうと思うが、なかなか正組合員も増えるようなことは滅多にないと思うんですがというような話も出てきております。

どうかこのこれからこの具体的なものが出てきたら、私どももどんどん声を出していかなくちゃならんな。

東清剛議長

中津畑議員、53秒になりました。

16番 中津畑正量議員

それをしないことには当然私ども声出していかないといけないな、漁師の人が本当に声を出して同じように歩調を合わせてやっていかないと、そのように思っております。町長今のこの問題は国の問題には違いないですけど、それを使うのが漁業者ですからそこら辺を是非、町長のこれからの私どもも含めて頑張っていきたい、このように思っております。これで私の質問を終わります。町長の答弁を1つよろしくお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、漁業者の方ですね、それから漁協、それから地元のこういった自治体もですね、含めての話になろうかと思えます。その時にはですね、やはりしっかりと地元の漁業者など漁場などをですね、守りながらそういったお話の中へ入っていきたいなと思えます。

16番 中津畑正量議員

ありがとうございました。これで終わります。

東清剛議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。10時30分まで休憩いたします。

(午前 10時 17分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

東清剛議長

なお玉津商工観光課長が所用のため、中井商工観光係長を代理として、出席させることを許可いたします。

それでは、次に3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私は、この度の選挙で77歳にして初当選しました。年はとっておりますが、この品位と格式を重んじる議場は不慣れでございます。不適切な言葉使い等がありましたら注意してください。よろしく申し上げます。町長はじめ関係者の皆様にも何卒よろしく願いいたします。

さて質問前半は、私と生活環境研究会が条例案を作成した時、学んだ大切なことを詳しく述べ、後半は紀北町条例案について質問しようと準備万端、台本も用意しておりました。ところが昨日の近澤議員の質問に対する尾上町長の答弁に、紀北町の危機を感じましたので、前半は簡単な提案をして多くの時間を条例関係に使います。

幸い本日は議長の許可を得て、2種類の資料を配っておりますので説明不足のところは、この資料で補っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まず質問というよりも提案をさせていただきます。

条例案を作成するための調査検討の大切さということです。まず手がけたのは全国に400以上ある環境条例の中から、紀北町の参考になりそうな条例を探すことでした。結論は条例のネーミング、それからネーミングの良さと東京時代に訪問した市町をピックアップ

ップ、その中から京丹波町、美濃市、野木町、これは栃木県です。加須市、埼玉県です。下妻市、茨城県です。それに紀北町の水道水源保護条例、熊野参詣道伊勢路景観保護条例を取り寄せ、何度も繰り返しわかりにくい条文は担当者に電話で問い合わせました。

この間、この調査検討は2カ月かかりましたが、たくさんの収穫を得ました。

1つ、法律の素人でもその気になれば条例案は作成できる。

2つ目、条例は町民が守らなくてはならないルールであるので、わかりやすい文言と文書構成にする。

3つ目、建設残土に関する法律が十分整理されていないので、法律との整合性を気にすることはない。必要はないですね。

4つ目、環境宣言のようなことは総合計画に盛り込んでおり、今さら宣言する必要はない。

5つ目、環境保全条例は10年前、20年前に制定しております。推進担当課は住民生活に直結している住民課が担当している町もある。

6つ目、健康で文化的な生活を目指したまちづくりには条例は絶対必要。

この他たくさんのことを勉強しました。

次に2つ目ですけども、条例制定の理念、要するに根本的な考え方です。憲法の前文のように格調高い文言が必要です。私と仲間が作成した条例案の前文は、次のとおりです。読み上げます。

紀北町は伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園、紺碧の熊野灘、大台山系の手つかずの大自然に囲まれ山が美しい、川がきれい、海が輝いている、この日本有数の自然環境と自然景観は紀北町の資源、財産、宝、命である。そして、この恵まれた環境の中で先人たちはたゆまざる努力と英知を働かせ漁業、水産加工業、ミカン栽培、林業・漁業、近年は宿泊観光業を加え紀北町の経済を支える産業として発展させてきた。また、世界遺産熊野古道、透明度日本一の銚子川も残してくれた。このかけがえのない環境、産業、遺産は現在に生きる我々だけのものでなく、次世代に引き継ぐ責務を負っている。ここを繰り返します。

このかけがえのない環境・産業・遺産は現代に生きる我々だけのものでなく、次世代に引き継ぐ責務を負っている。

以上、私の条例案を作成した時に学んだ教訓というか、成果です。

ここから質問形式といたします。

町民が一番心配している建設発生土、改良土はどのような性質の土砂なのか。広報で町民に知らせるべきだと思います。その理由を申し上げます。このたびの選挙で体験したことです。東京湾、7月から大阪湾から建設発生土、改良土と称する土砂が紀北町に運ばれていることを知らない、あるいは運び込まれていることは知っているが、どのような土砂なのか知らない町民が多いことに驚きました。

昨日も近澤議員、今日も中津畑議員が訴えております。三浦公民館で開催した日本共産党の国会議員との懇談会も目の前に大量に捨てられている土砂が、どんなものか知らないのです。2年前から定例議会や行政報告会、あるいは畑明郎先生の講演で、土砂のことが報道されているが、町民が知らないのです。こんな大事なことは町の広報で知らせるべきです。

犬の糞の後始末は何度も知らされております。また、ノロウイルスもそうですが、町民が絶対に知っておくべき土砂のことを何故知らせないのか。このような質問を文書に書いておったんですが、その時に思い出したことは環境学者 畑明郎先生が日本環境学会に出した論文に上里汚染土壌処理施設建設原因について、1つ地元町議の活動。これもうちよっと適切な表現があるんですけども、議長に注意されました。

2つ目、町や県当局の秘密主義が業者の進出を招いていると指摘しました。これは土砂問題にも当てはまると思います。

紀北町のあちこちの野山、谷に捨てられている建設発生土、改良土はどのような性質の土砂なのか。広報で知らせるべきです。広報担当の宮原課長と尾上町長の答弁を求めますが、その前に昨日、近澤議員が建設発生土と改良土はどのような性質の土砂なのか尋ねました。これに対して植地課長は建設発生土は地山と言葉短く答弁したと思います。そうですよね、間違いないですよね。地山。これはね、僕は説明不足だと思います。

というのは建設発生土はですね、大都会の河川、港湾の底に溜まったヘドロも入っているんです。

それから、有害物質、使用特定工場、化学製品、化学薬品製品工場の土砂も土壌環境基準内であれば建設発生土になるんです。これはここに資料がありますので。

それから、改良土はですね、リード、これは産業廃棄物になるんですよ。このような土砂にですね、セメント、石灰、石灰というんですよ、石灰を混合した科学的に安定した土砂も改良土に含まれるんです。中間処理施設で生まれた土砂も、私はこれに入るんじゃないかと思っていますけども、それはまだ定かじゃありません。

それから、都会の終末処理場ですね、ああいうところから出るヘドロもひよっとしたら、こういう中間処理施設を通して改良土として運び込まれているかもしれません。これはもうちょっと調べてみないとわからないですけども、ただ私が知っているゼネコンの人にこの辺を尋ねたんですけども、今日資料を持っていますけども、それも改良土というふうな資料を届けてくれました。

この改良土と建設発生土、これについて私の友人からですね、このような手紙が来ています。常識的な考え方かもしれないがそもそも何の問題もない土なら、工事現場で埋め戻されるか近隣で再利用されるだろう、問題ない土なら売れるはずだと。私も同感です。それなのにわざわざ高い金をかけて首都圏や大阪から運ばれてくるのか。理由があり問題があるからです。

こんなような私は見方をしている建設発生土、改良土なんですけども、こういうことも町でですね、よく精査した上で、私は広報に載せてですね、町民にこういう土が運ばれているんですよと。そういうことをやるべきだと思うんですけども、企画課長と尾上町長の答弁を求めたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

尾上壽一町長

ここで切るんですか。

3番 柴田洋巳議員

ここで切ります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

多岐にわたってのことなんで漏れたところとか。

3番 柴田洋巳議員

建設残土のところだけでいいです。

尾上壽一町長

いやいや、いただいた質問には答えさせていただくのがルールだと思いますので、答えさせていただきます。まずは建設発生土のじゃあお話からさせていただきますけども、建設発生土というのはですね、建設工事により副次的に発生した廃棄物以外の土砂である建設発生土で、建設発生土を用途に応じ再利用できるようにしたものを改良土と言われてお

ります。

これはですね、法的に移動可能な基準内の土という位置付けでございます。

それでは、質問の最初からお答えをさせていただきたいなと思います。

まずですね、ご質問にお答えさせていただく前にですね、今までの条例、チラシ、そういったものについての全体的な考えをですね、お話させていただかないと、いつまでたっても議論はかみ合わないと思いますので、その辺をよろしく議長ご理解をお願いします。

柴田議員の発言につきましてはですね、全協をはじめ一般質問全体の要旨、今もお聞かせいただきましたが、根本的な相違点がみられますので、まず最初に行政として守るべき法律の根拠、考え方をお話させていただきます。

まずその中で最も大きな中、先ほどおっしゃいましたが法律の整合性は気にすることはないという、全協では関係ないという発言もしておりました。地方公共団体としての位置付けからまずお話をさせていただきたいなと思います。憲法第94条、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。地方自治法第2条第2項、普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。これは法律によって地方公共団体が処理できるものが決まっていますよということでございます。

地方自治法第14条第1項、普通地方公共団体は、法律に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。法律に違反しない限りにおいてです。

それからですね、こういったものを含め地方自治体の権限につきましては、公法上国家又は公共団体が法令の規定に基づいてその職権を行いうる範囲を権限と申します。議会も地方自治法第6章に記載されておりまして、それに基づいて町村議会の運営に関する基準、町村議会会議規則がございまして、皆さんも私も公職選挙法に基づいて議員、町長となっております。法律の下でそのような立場になっているということを、まずは申し上げたいと思います。

以上のように行政を執行する権能は法律に基づき行われるものだと考えております。この点の確認がまず必要だと思いますし、我々は法令遵守が基本であります。その点を踏まえた上で議論しないと考え方の相違が埋まらないと思います。

それでは考え方の相違点や他の質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

まずですね、議員がおっしゃった中で考え方の相違というところでございます。法律の

素人でもその気になれば条例案は作成できるということをお話いただきました。条例を書き連ねることはできますが、それが町の条例として適法であるか、効力があるか、運営上の支障はあるか等の問題は別だと考えているところでございます。

それからですね、条例のいろいろな町のことをおっしゃいましたので、その条例を参考にしたかどうかということはどうですか、玉本環境課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、理念等のこともお話をいただいたので、理念というのはですね、「自然と共生の町」宣言に書いております。目的につきましては、条例のですね、自然と良好な環境を守るための措置その他環境保全に必要な事項を定めることにより事業活動と町民生活との調和を図り、もって現在及び将来の町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を保護するというところでございます。

それから、その次もいきましたね。土砂等の知らせないのかということでございます。広報のことでございます。先ほど申し上げたように、建設発生土、改良土というのは移動可能な、法的に移動可能な基準値を持つ土でございます、これ以外のものにつきましてはですね、例えば改良土でその以前の土というのは産業廃棄物として決められておりますので、それを違法にですね、法律の定まらない、法律以上のことで移動することは勿論これは産業廃棄物処理法に抵触して、その時点でアウトだと考えております。

それからですね、我々としては広報ではですね、先ほども前者議員にも申し上げたように、この土は説明は事業者責任でございまして、この建設発生土に対する不安等につきましてはですね、今まで何度も何度もお話をさせていただいて、テレビ等でも取り上げていただいております。そういう中で法の規制がないから今のような現状があるのだということで、テレビ等また国会議員等、環境学者の方もそういったことをおっしゃっております。

犬の糞とかですね、先ほど申し上げたようなことにつきましては、これは注意喚起でございまして、何ら問題はないものと思います。違法でない土砂について、我々として行政が知らせるということはどうですか、証拠もなくいたずらに不安を煽り、注意喚起という観点とは少し違っていると思っております。まずは以上でございます。

東清剛議長

先に玉本課長の答弁しますか。

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

紀北町の調査地点ということでございます。包括した返答になりますし、漏れもあるか

もございませんが、三重県内全ての環境保全条例、あと環境基本条例ですね、あと千葉県全ての残土条例の構成と改革の変遷等、また近隣都府県の残土条例も見ております。他国内随所の団体も見ておりますが、柴田議員がご推薦された5市町の条例も調査してございます。以上です。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほどの町長の答弁、玉本課長の答弁、まったく私の認識している状況と違うんです。まず1つだけ私の場合、時間がないんでね、1つだけ申し上げます。町長はですね、たびたび法律との整合性とかね、それから裁判になるとか、要するに環境問題になるとすごく消極的です。なんか勘違いしているんじゃないかと私思うぐらいです。というのは、私が調査したところによると法律論ですね、もちろん先ほどの3市2町の自治体は、法律との整合性は基本だがね、国には土砂に関する法律がないというふうなことを言っているんです。ですから、そういう心配しなくてもいいよと。

それと要するに自治体にあった条例をつくれればいいよと、そういうことです。

それとこのような見解は三重県の総務部の文書課長にも聞きました。まったく同じでした。それから、国土交通省、環境省は、環境条例は条例制定しかない。要するに環境を守るには条例しかない。紀北町にあった条例を制定してくださいよと、私のチラシにも書いてあります。それでまたこれはですね、三重県の文書課によりますと地方自治法第14条に法律に飛び越えることはできないと、そういうことを言っていました。ただ残土条例と土砂条例に関しての法律はないに等しいわけですから、ですから飛び越えるも何もないよとそういう話です。

それと私の友だちからですね、こんな手紙がきています。

法律との関係だが残土に関する法律が十分に整備されていないから各府県・市町村が独自の条例を規定していると、法律との整合性などに縛られる必要はないと。国土交通省の相次ぐ崩落事故を重視して各自治体に条例を整備するように求めているはずだと。こんなような見解なんで、まったく私と町長、それから玉本課長との見解がこれはまったく違うんですね。

ですからこれはまた別な場所でやるしかないと思うんです。

東清剛議長

質問の場所ですから。

尾上壽一町長

とりあえず切ってもらわんと答えられんのですがね。

3番 柴田洋巳議員

もう1つね。

東清剛議長

質問に変えてくださいよ。

3番 柴田洋巳議員

先ほどなんかこういうチラシを出しているところはないと誰が言ってましたね、町長か。これはですね、千葉県の土砂等の埋め立てに対する条例に関する建設関連の業者に配っているチラシなんです。それからもう1つこの裏には、これは国土交通省のOBの方からこういうこともあるよということで知らされたんですけども、つくば市公式ウェブサイト、なんかこういうあれにね、地方の広報みたいなあれですね、に載っかっているわけです。要するに土地所有者に対してこういうことで騙されないでくださいよとか、そんなことを書いてあるんです。

ですから、私はインターネットもやってないんですけども、もしインターネットやっている方はこういう広報みたいなことを聞いているはずですよ。そういうことで、私が先程から言っていることと、町長と玉本課長の意見が違うんで、もう一度確認していいですか。

東清剛議長

質問してください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に環境問題になるということをおっしゃいましたが、我々は環境問題やなくて、全てに対して法律を遵守しながら行政を行っていかねばいけない、ここを理解してください。だから議員は環境問題だけを取り上げて言っていますけども、他のこともですね、全てそういうルールの下で行っているということでございます。

それが議員のおっしゃるのがどういうチラシか私見ておりませんが、いやもう結構です、結構です。基本的に我々も条例ができてそういう規則や基準ができたなら、こういうものですよ、これをお守りくださいと町としての基準は広報とかいろいろなことでお知らせいた

しまして、業者の方にもお届けさせていただきます。その辺がですね、今の現状と違うということもあります。

それから、何いうたかな、それから、法律の話なんです、今、環境の土砂条例の話をしていました。土砂の条例がないから他の法律を全部破っていいというわけではございません。日本国はですね、憲法や法律がいっぱい法律があって、その法律を守りながらきております。それで土砂に対しての条例は法律の基準内ということでありますから、その法律の基準内という法律があるんで、そこをやっぱり守っているということなんで、ないから何でも勝手にやればいいのかというもんでもございませぬ。

それと条例というのは確かに議会で議決されれば何でもオッケーです。議会の議決で、ただ私が署名しなければ、おそらくあなたの案であれば、再議に付すと思います。そういうことで条例は議員が賛成すればできるんです。ただその条例が外に出た時、法律との整合性、裁判になった時にそれが法的に戦える条例かどうか、適法であるかということが大事になってきますんで、何でも書き連ねればいいのかになる。それ全員が議員の皆さん賛成すればなりますけど、それは果たして法と適法かということが観点が大事だということです。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

まったく違うんですね、これもね。私、3市2町の条例をベースにして、私の案はつくりました。あくびしないでくださいよ。あのね、実はですね、あと一番最後にね、紀北町の条例案について、私は指摘しようと思ったんですけど、今、町長から話が出てきたんで、そちらのほう先にやりますけど、紀北町ですね、条例、この前も全員協議会でね、私は指摘しました。この条例で紀北町の資源、宝、財産、命である日本有数の自然環境、自然景観、世界遺産熊野古道の文化的景観をどのように守るのか、大きな疑問を持ちました。厳しい規制や罰則がないのです。紀北町はごみの山に、ごみの捨て場になるでしょうと、そういう危惧を私は持っています。

具体的に言います。問題点と盛り込むべき規制、罰則等を申し上げます。土砂事業は届け出制になっておりますが、現在捨てられている状況とほとんど変わりありません。土砂を捨てるための書類を届けるだけです。許可制にすべきです。

2つ目、事業区域の面積が3,000㎡以上となっておりますが、300㎡または500㎡以上と

すべきです。要するに町長が何回も言っているように土砂は法律ではですね、安全に使えば大丈夫ですよというようなあれなんですけども、ここは安全に使われてないんです、捨てられているわけですね。ですから要するに土砂運搬業者が採算に合わないような面積にすべきなんです。するということは500㎡とか300㎡。

それから、3つ目、事業に用いる土砂は東紀州または県内から発生したものであると、かつ一時保管場所や仮置場を経由しないものであると。

4つ目、改良土は事業に使用できない。

5つ目、許可申請書類を含め事業を行う方法や手続きを厳格にして、これを破る事業者、従業員や関係者に罰則を科すべき。許可申請書類、許可基準を厳しくすると。こういうやっぱり条例を盛り込まないと、要するに紀北町はごみの山になりますよということは、この私が今申し上げた規制は、これは玉本課長にも何回も資料を渡しましたけど下妻市、例えば下妻市は改良土の使用はだめなんです。改良土の使用は。

それから、先ほど言った事業面積の規模の縮小、規模300㎡とか500㎡、これは美濃市とかそれから栃木県の野木町とか、そういうところにちゃんと盛り込まれておるわけです規制として。それが町長、質問しますけど、それが裁判になったりね、訴えられたことがないんですよ。その辺どう思います。

私の条例はそういう栃木県、そういう野木町とかね、加須市とか、そういうところの条例を紀北町に相応しい規制として盛り込みました。それともう1つここで言いたいことは、加須市には失礼なんですけどもね、加須市とか野木町に比べて紀北町はもっとすばらしい自然環境に恵まれた町なんです。世界遺産もあります。ですから、極端なことをいうと、300㎡じゃなくて100㎡でもいいのかわかりませんが、法律に抵触しなければね。そんなことを私はずっと半年間、勉強してきました。町長その辺いかがですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1つどうなのかという言葉がまず最初にありましたので、それだけお答えさせていただきます。紀北町はごみ捨て場になるのではないかという発言をされましたが、ごみ捨てをですね、廃棄物の不法投棄と捉えるのであれば、廃掃法でこれは既に違法として犯罪として柴田議員がおっしゃるんでしたら、一般民事訴訟でも刑法でも訴えていただければ、それで通ると思います。まずそのごみ捨て場ということはですね、ちょっと不適切ではな

いかということで、まずはお話をさせていただきます。

それからですね、柴田議員が作成された条例ですね、これについて、ここに、以前のやつで放置したという表現もありまして、今、議員がおっしゃったんで我々は放置はいたしておりません。先ほど玉本課長が言いましたように、柴田議員の条例もしっかりと読まさせていただきます。

そういう中ですね、我々もあなたも法律の素人と言われてますし、私も法律上では素人でございますので、弁護士先生に相談をしっかりとさせていただきます。その結果、細かいところはないんですが、大きなところだけお話をさせていただきます。

まず質問させていただいたのは、条例内容について、この条例は適切でしょうかというような質問を投げかけました。そういう中で例えば前文にここまで詳細にいろいろと書く必要はないし、そういう条例はあまりないと思う。このままでは使えないだろう。あまりにも素人的な条文となっている。これは議員もおっしゃるように素人がつくったと自分もおっしゃっていますよね。

それからですね、弁護士による監修だと思いますかという、これは弁護士監修となっておりますので、聞かせていただきました。もし弁護士の方が監修したのならば条例の検討に長けているとは思えないかもしれない。監修しているかどうかわからないということですね。

そして、これは全協でも申し上げましたが監修された弁護士にお尋ねさせていただきました。柴田氏から条例案が送られてきましたが、監修はしていない。これ弁護士先生の言葉です。条例案を読んだ後、柴田氏に対してはこれを配って批評を受けていけばよいのではという趣旨の返答をしているとのことでした。

それからですね、この相談した弁護士に、もしあなたならこの条例について監修責任として記載をできますかと投げかけました。監修責任は持てないよというような趣旨のお話をいたしました。

それとこの条例により事業を中止させたとして、事業者から提訴された場合に裁判に勝てるような内容ですか、これもお尋ねさせていただきました。勝てないでしょうというようなことでした。

その根拠などとなることはですね、許可の基準36条について、例えば土地の環境破壊など曖昧なものが多いと思います。あまりにも範囲が広すぎて、これで不許可にしたとしたら裁判には勝てないでしょうというようなお話でした。

なんでも制限をかければいいということではないし、それをしっかり明確にしなければいけないということだそうです。

それからですね、罰則について書かれている適法ですかと聞かせていただきました。条例としては明らかに違法、地方自治法違反です。司法の場で無効とされることになり現実的に有罪で合法的な罰則規定であれば適用できたものを、違法な罰則規定であるために結果的に無罪となるようなこともございますというようなお話を聞かせていただきました。

この条例を基に罰則規定ができると思いますかと検察と町との協議を検討にさせていただきました。このままでは刑法の基本、罪刑法定主義という何が罪となるのか、法で明確に定めておかないといけないということがございまして、この条例は違反するとして罰則を適用することはできないだろうと思います。検察官の立場ではおそらく罰則の適用ができないような条例は認められないだろうと、こういうような判断をいただきまして、この時は柴田氏ですよ、柴田氏がつくられた条例に関しまして、十分検討させていただきました。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、町長がおっしゃったことは、この前の全員協議会で私になんかそういう話をされましたね。町長その辺ね、なんか基本的なところで勘違いというか判断基準が間違っていると思います。というのは、この弁護士はね、紀北町のためにボランティアでやっているんですよ、ボランティアで。俺は全然お金いらんよということです。

それともう1点は、これはいろいろ問題が将来的に問題があるか知らないけども、案とすればこれで出発点として、これでいいんじゃないのと。

それから、町からそういうなんか電話があったけども、お互い友だち同士としてあんまり詮索しないようにしょうやなど、そういう話でした。ですから、町長はこの私の案を見て読んでね、なんかそれにひっかけようとしているんじゃないかと、そういう魂胆が見えます。それで私は終わります。

尾上壽一町長

議長、答弁させてください。

3番 柴田洋巳議員

私はもういらんんだ。

東清剛議長

いらないけども、質問ですから。

尾上町長。

尾上壽一町長

ボランティアでした、しないは関係ないと思います。監修したか、しないかということでございまして、詮索しないようとか発言も、どういう意味がよくわかりませんが、これは監修したかどうか、私聞かさせていただいたことございまして、そういう案としてね、これからもんでいくんでしょうということで、条例はですね、監修というのがあります。そして条例も見せていただきまして、弁護士にも相談させていただきましたので、私の勘違いとはまた違うと思います。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

最初に私は言ったようにね、条例は私の案ですから、素人でもできるということですからね、それを私の友だちにもう一遍なんかあればちょっとアドバイスしてよという程度の話なんです。その辺は町長ちょっと考え方が私とまったく違います。ボランティア精神を逸脱していると思います。

それから、これはこれで終わります。

最後の質問になります。

最後の質問、これ私の友だちからなんですけども、大事なことです。これからパブリックコメントは町外の方々、あるいは町会議員のコメントも取り上げるのか。それから、またこれらをどのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのか。尾上町長の答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、まだ、さっきのに答えたいぐらいなんですけども。パブリックコメント、これ全協の時もお話させていただきました。議員の意見やパブリックコメントを参考にし、最終案を提出させていただくということです。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長の話で私わかりませんよ。どんな手順でフローチャートも何もない。ちょっとしたあれしかないんでね。ちょっと私が言ったのは、いろんなどころからね、コメントがあるじゃないですか。それをどうやって公表するの。それからその公表をどうやって取り上げるの。それをどうやって条例に盛り込むの。それは私も私の知り合いの人も、これは是非議会で質問してくださいよと、そういう貴重な意見なんです。

東清剛議長

前回の全協の席でもそのように言ってまして。

尾上町長。

尾上壽一町長

担当に答えさせます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

パブコメの概要でございます。まずパブコメをしていただける方に関しましては、町内の在住者の方、また勤務される方、納税義務者、あと本事案に関して利害を有する方でございます。それらの意見を全て集めまして、おそらくABCと色々な意見がありますし、相反する意見もあると思いますが、それを全て執行部でまとめて最終案を作成します。その後はそれを基にした議案を議会に上程し、可決されたらこういった形になったということを確認しますので、その後パブリックコメントに対する回答を全てホームページで開示していく、公表していくということでございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今日の私は今のあれでは飲み込めませんので、新聞社がどういう表現するかですね、期待しています。

それで、まだ5分ありますけども、これはですね、細かい条文のですね、ちょっと検証をさせていただきたいと思います。

1つ全体的にはね、これはやっぱり土砂運搬業者の有利な条文になっているんじゃない

かなというのが正直な印象です。一つひとつ申し上げます。

1つ、条例の名称、ネーミングですね、これは最初に私、説明しましたが、生活環境の保全に関する条例には水道水だとかごみだとか空き家だとか、騒音だとか放置自転車だとか雑草だとか、生活水の汚れとか、こういうものが普通だったら生活環境保全であれば入ってくるんです。ところがこういう文言は1つもないんですね。

ですからこれは土砂条例とかね、そういうネーミングじゃないんでしょうかということが1つ。

それから、3番目の定義、第2条なんですけど、環境配慮区域の意義がおかしいと。要するに銚子川とか赤羽川とか、紀北町の宝であり資源であるね、そういうところの地域でのそういう事業ができないのか、できるのか。そんなことが曖昧です。

それから、先程からいっておるように建設発生土、改良土、開発行為、開発配慮事業等の土砂事業にもっとも関係深い用語と、それから意義が記載されてない。これは意識的に記載されてないんじゃないかと私は疑いました。

それから、いっぱいあるんですけども、環境保全協定の締結から12条からですね、26条まで全て業者側の立場になってるんじゃないかと。要するにこのやっぱり条例は本当にやっぱり玉本課長や町長のあるいはまた皆さんのところでね、本当に検討しているかねと疑いを持ちました。

それと最後に申し上げますけど、やっぱりこの環境条例はですね、市民一人ひとりが守らなくちゃならない条例です。それ前にやっぱり紀北町の課長以上職員がね、やっぱり玉本課長だけに任しておかないでやっぱり皆さんでこの環境条例をつくるために、やっぱりエネルギーを注ぐべきだと思います。以上でございます。

東清剛議長

質問してください。そのことに関して答弁を求めてください。

3番 柴田洋巳議員

答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず1問目の条例の名称であるとか、水道水等のことでもあります。水道水やごみ、空き家、倉庫など条例に対策を規定しなくてもですね、他の法令、条例で対応は可能なものがございます。

条例構造の考え方の相違と考えてございます。例えば水道であれば水道水源保護条例がございますし、水道法もございます。またごみであれば廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あと環境基本法を体系とする法律。あと空き家であれば現在、空き家対策特別措置法によって各地方公共団体は取り組みを開始してございます。ただ対策をしないというものではなくて、あらゆる法や条例を基にクロスメディアに対応をしていくということでございます。

あと2点目です。定義の不足ということでございます。環境配慮区域の意義ということですが、当区域には銚子川とか赤羽川、海辺です、なども含まれております。そこからさらにということでありましたら、本条例が目的とするものではなくて、例えば銚子川の保全などといった個別の特別な条例をもって、改めて規制をしていくべき案件だと考えてございます。

あと意義等全体の問題です。まず条例の形式上の定義の考え方ですが、訴えたい事案や危険性を示すだけでということが目的ではなくて、あくまで解釈上の疑義を少なくするためのものであります。意義の内容は町条例案では、例えば条例構成の考え方の違いから指摘の意義を規定する必要がない構成にあることなんです、基本的な意義の形はよく条例にあります。この条例は、この条例においてマルマルという。という規定がこれが本来の定義の形式となっておりますので、そういったことを留意する必要があると思います。

あと業者側の立場に立っている。協定の締結のうんぬんの話ですが、協定に関してだけ特定してちょっと答弁をさせていただきますと、町民の安全性確保の担保のため環境保全協定、約束事です。これを得ることは必要と考えております。事業者の立場に立っているというご発言ですが、それは明確に否定をさせていただきたいと思います。

あと町の責任であるとか住民の方の責任ということではありますが、そういったご意見は多々あろうかと思っておりますので、議員の皆様、またパブリックコメントの意見を聞きながら、最終的な案をまとめていきたいと考えてございます。以上です。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろと議員とですね、お話をさせていただきました。

そういう中で私やっぱり議員もそうだと思うんですが、法律の整合性は気にする必要ないとか関係ないとかお話されておりましたね。このような法律の下で動いている行政とか議会についてですね、そのような発言は私いかがなものかとまず思います。もしそのような考え方がですね、業者が持ったとしたら町の法律です、条例というのは。その条例がですね、そのように法との整合、条例との整合性関係ないよってというような考え方であればですね、どのような厳しい条例や法律をつくってもですね、一蹴にして俺ら関係ない、会社の規則でやるんだよということですね、やられればとんでもないことになります。ですから法律や条例は守りながら、それに沿ったように行動し条例もつくっていかなければいけない、そのように考えます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長の法律論に関しては、また私は別な方法で調査して、町のほうに提出します。

それから最後の1つ、町長との話でこんがらがったんで、1つ質問を忘れていました。紀北町に大量の土砂が東京、大阪からなぜ運ばれているのか。これは尾上町長のリーダーシップの欠如だと思っております。理由を申し上げます。東京、大阪をはじめとする大都市近郊の市町は産業廃棄物や建設発生土、改良土等の不法投棄から住民の生活環境や自然環境を守るため環境保全条例の制定、改定、附則を重ね10年ほど前に厳しい姿勢を盛り込んだ環境条例を制定しました。

この結果、産業廃棄物、建設発生土、改良土等の処理業者、業界は潤沢な資金で法律家、元役人、ゼネコン幹部OBを集め地方に。

東清剛議長

15秒しかありません。気をつけてください。

3番 柴田洋巳議員

ということで時間切れです。

東清剛議長

質疑してください。いかがですかと聞いてください、そのことに関して。

3番 柴田洋巳議員

これで私は質問を打ち切ります。どうも混乱させまして、ありがとうございました。

東清剛議長

これで、柴田洋巳君の発言を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

ちょっと今、休憩宣言してしもたんで。

12番 入江康仁議員

いや宣言する前に議事進行やないかな。

東清剛議長

もう休憩したので。あと瀧本議員どうします。時間をいいですか、15分ぐらい休憩とった後でよろしいですか。

それでは40分まで休憩いたします。

(午前 11時 24分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

東清剛議長

次に、10番 瀧本攻君の発言を許します。

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

議長のお許しを得まして、12月の定例会の一般質問をさせていただきます。

4点についてであります。

議長、昼は休みとってもらって結構ですので、ご判断をお任せいたします。

まず1点は、古里温泉について。

衰退の一途をたどっていると言って過言ではないと思います。また私は温泉の宿いった時には息子さんが一人帰ってきて、それを継承するというようなことを言っておりました。抜本的に考えてですね、投資して継続する考えがあるのか。尾鷲の温泉も行きましたけれども、勝浦いろいろ行きましたけれども、ここの温泉は泉質は非常にいいですね。だからそういうオーシャンビューのような安らぎの場所もつくった温泉を考えていくべきだと私は思うんです。財源的にもあるので、どの引き出しでいわゆる補助金を持ってきてやるか、そういう考えは町長にはございませんか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、瀧本議員のご質問にお答えさせていただきます。

きいながしま古里温泉は古里地区にですね、平成8年4月にオープンし、町内外の方々に広く親しまれているところでございます。議員ご指摘の抜本的に考え方を変えて投資する計画があるのかでございしますが、施設の現状から見まして以前もお答えさせていただきましたが、増築するスペースもなかなかございません。もしご指摘のようにするのであれば、新たな用地の購入、増改築、おそらく議員はこれをおっしゃっているんですが、大変厳しい問題ではないかと思えます。

現在の社会情勢また紀北町の財政状況を考慮しますと、今のところ難しいのではないかなと思っております。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

非常に消極的な答弁でちょっとがっかりしました。駐車場のところに用地があるんですから、下を駐車場にして上にですね、ポンプアップしてですね、やると。私もいろんなトラブルがあった時に東京の会社の知り合いがおって、これの代理店はですね、横浜ですわ。アメリカの製品で日本でだいたい1,700箇所ぐらいボーリングしています。

だからヒット&ペイでやってですね、2、3億円であがるんじゃないかと補助金がどう

いう補助金が出るか知らんけども、そしてもう1つはですね、海山区のほうへいくとですね、長島のことばっかやってって言われる。長島へいくと海山のことばっかやってってこう言われます。健康ランドできた、それでお年寄りがですね、健康施設ですか、ごめんなさい。健康センターごめんなさい。健康センター訂正させていただきます。

だから、高齢の方はですね、やっぱり健康センターでですね、健康になることはちょっと難しいと思うんですね。やっぱりお年寄りは何んていうんですか、風呂にたくさん入ると温泉、特に。私たちも以前、長野県の茅野町ですか、そこへ行った時にそこ長寿の国でしたね。それが11箇所温泉がありました。そういう点で町長、土の問題もある大変やけどもね、この温泉もですね、1つ前向きに町長のいわゆる考えとしてやっていただきたい。今までのことはですね、ほとんどやらなければいけないことを町長が粛々とやっていただいたと思うんです。再度答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のお気持ち、それからですね、多くの住民の方もそういうお考えをお持ちのことかもわかりません。議員おっしゃるように高齢者に向けてね、今、赤字でもさせていただいております。町民の憩いの場とか健康増進、心の洗濯ですよ。そういったものにとって必要不可欠なものだと思っておりますので、今どうやって赤字を抱えながらもやっておりますが、抜本的な改修となりますとやはり私ちょっと二の足踏むところがございますので、そこら辺もご理解いただきたいなと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

やはり町長はですね、銚子川にウエイトを置き過ぎてですね、銚子川にですね、なんていうんですか、補助金が出るような制度をやってですね、だからそういう管理委託契約のある古里温泉、銚子川、それから和具の浜ですか、それからけいちゅうの問題、これをトータルして私の考えでいうとペイペイですね。ベタベタですね。そういう考え方をお持ちじゃないんかなと思うんで、もうちょっと勇気を振り絞ってですね、取り組んでいただきたい。これから外国人の観光客もくるかわからんのでね、再度答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように町のいろいろな施設をですね、全体論で考えながら総合的にお客様を引っ張るということは大変重要だと思っております。そしてまた外に向けた目をですね、やっていかなければいけない、対応をやっていかなければいけないと思っております。まずはですね、議員の直接なお言葉にお答えにはなっていないんですけども、今確かにお客様も減っているのも事実です。これは以前の議員のご質問にもお答えさせていただきました。高齢化等の問題があって人口もですね、2万人あったのが1万5、6千になったんで、お客様自体減っています。そういうことから踏まえてですね、今訪れている人たちをまずは古里温泉に引き込むという、私が自分でいうのもなんですが、その工夫が足りないと思います。

そういう意味ではですね、議員おっしゃったペイというか、全体論もそうですが、この施設がですね、いかにお客様に来ていただいて、その収支を合わせるかというのがまず大事だと思います。そういう意味ではですね、今、200万人近い方が立ち寄っております。通過ではなしに、そういった人たちに対する古里温泉に来ていただく、民宿に来ていただく、そういう工夫をですね、よりソフト面のところでやっていかなければいけないと思います。

特に銚子川の問題もそうなんですけど、銚子川に重きというより私、紀北町全体で今、全体論をおっしゃっていただきました。で、している中の1つのPRが熊野古道であり、銚子川であり豊かな海だと思うんです。そういったものをですね、全て統合しながらそれらに訪れて来ていただいた方を古里民宿とか、古里温泉、それから他のホテルとかですね、そういったものに来ていただく手法はないかと、今、模索をしておりますし、来年度は着実にそういう施策を進めていきたいと思っておりますので、そういう工夫をまずさせていただきますいなと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

工夫をしてくれるということで、今の状態ではね、風呂なんですね。だから温泉の景観が出るように工夫をしてください。

それでは、2番目の地域おこし協力隊について。

これの実績とコンセプト、理念について伺います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域おこし協力隊についてお答えをさせていただきます。

今、お二人の方に来ていただいております財政課に所属しておりますふるさと納税支援担当職員につきましては、平成28年12月に着任後、寄附者のデータ分析、ブログ、フェイスブック、ツイッター等によりまして、ふるさと納税等の情報発信、イベントでのPR、紀北町自然体験などの返礼品の開発、また参加業者へも積極的に働きかけていただきまして、新たな返礼品の追加などを行っていただいているところでございます。ふるさと寄附の重要な業務を担っていただいております。

企画課に所属しております移住・定住促進担当職員につきましては、平成28年10月に着任後、東京や大阪等で開催される移住相談会に出向きまして、自らの体験を生かした移住情報を提供するほか移住者向け町PR冊子の作成、フェイスブック等による紀北町の情報発信、田舎暮らし体験ツアーの開催、町内の空き家バンク登録物件の調査、移住者支援制度の提案、移住希望者の窓口対応等を中心に業務を進めていただいております。

地域おこし協力隊制度につきましては、人口減少や高齢化が著しい地域において、都市部等の地域外の人材を招いて、定住・定着を図り地域力の維持・強化に資する有効な方策と考えております。

また地方財政措置といたしまして、国から隊員の活動経費、費用に要する経費及び募集経費等が特別交付税として措置されております。今後も引き続き都市部の目線から隊員の経験や能力を十分に発揮していただきまして、職員とともに町民の皆さんの協力を得ながらそれぞれの職務を遂行していただきたいと思っております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これはですね、28年からそのふるさと納税のサポーター、それから移住ですね、これ28年から何年までですかということと、400万円ずつぐらいいただいておりますということなんで、その辺の確認をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別で言いますと3年が限界なんです、1年ごとに更新するかどうかということになっております。またこの協力隊そのものはですね、制度としてまだ継続しているところがございます。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

特別交付税につきまして説明させていただきます。

特別交付税につきましては、活動に要する経費といたしまして、隊員一人あたり400万円が上限となっております。また、地域おこし協力隊等の起業に要する経費といたしまして、一人あたり100万円、募集等に要する経費が1団体200万円の特別交付税の基準となっております。以上です。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

すいません。説明不足で申し訳ありませんでした。

活動隊員2名に要する経費といたしまして、2人分で800万円の特別交付税の上限となっております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これね、なかなかそのふるさと納税なんかね、こんな人を使う必要ないと思うね。地元の人を使ったらええ。それとやはりここの地形のわかったですね、この前も町長も東京おわせ会へ行ってきましたね。だからあの人らを今、働きかけてあの人らになってもらうのも、1つの考え方かなと思うんですわ。こっちへ移住してもらって、向こうで出張するような形をとる。やっぱり真剣に考えてですね、町長になんていうんですか、バンバンもの言うような人間でなければですね、これ応援隊にはなりません。ただ淡々と仕事をしとるんじゃないかと、成功事例ってあるんですか、これの。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは募集いたしましてこの協力隊についてはお越しいただいております。私自身もですね、東京のほうへ行ってのセールスはいろいろなことでさせていただきますが、東京のほうにいらっしゃる方は地元の方でということなんですが、そういう方は向こうでも生活されている方でございますので、今、地域外の方で意欲のある方ということで募集をいたしております。

それから、移住者支援とかですね、財政のほうの協力隊員につきましてはですね、いろいろアイデアを出していただきまして活躍をしていただいております。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

まず財政課の協力隊員のほうから業務内容につきまして説明をさせていただきます。財政課には平成28年12月から1名の協力隊員がふるさと納税の業務に携わっていただいております。主な業務内容につきましては、ふるさと納税管理システムやふるさと納税のポータルサイトとの連絡調整や管理、返礼品では事業者との連絡調整や新規返礼品の選考会事務、カタログ等への商品の説明の記載をしていただいております。

PR業務といたしましては、ラジオでの特産品の紹介、フェイスブック等での事業者や返礼品、ふるさと寄附の活用事業等の紹介、今年度のふるさと応援基金活用事業の取材などを行っていただいております。財政課につきましては以上です。

東清剛議長

塩崎企画課長補佐。

塩崎清人企画課長補佐

お答えさせていただきます。企画課に所属します移住定住担当隊員につきましては、移住相談会への出席ということで東京や大阪等ですね、また名古屋等で開催された三重県とかに、それからJOINというですね、移住交流促進機構が主催する移住相談会のほうに出向きまして、これまで22回相談会に出席いたしました。これらの相談会のほうですね、具体的には56人の方と個別の移住相談を行ってございます。

またあとですね、移住者支援の提案ということで、この隊員の方は都会から来られたということで、そういう移住するためにはですね、住居探しとか各種手続きなどですね、移

住先に訪れる必要があるということで、特にですね、1つ例を言いますと、都市部のほうには和式便所とか汲み取り式というようなトイレがですね、基本的にはありませんので、そういったところを支援策があればというご提案をいただいたりですね、それから、いろいろ移住するには手続きをしにですね、当地を訪れなければならないというようなことで、そういったところの提案をいただきまして、例えば移住者希望者にかかる宿泊補助金というようなところですね、また空き家の改修補助金、汲み取り式を浄化槽にですね、替えるような工事の補助等の提案をいただきまして、そういった制度もですね、創設したところでございます。

それからですね、田舎暮らし体験ツアーというのも来られてからですね、3年、主になってチラシをつくっていただいたり、それからメニューをつくっていただいたりですね、そういうところの活躍をしていただいております。

もう1つは移住者向けのPR冊子とか、そういうところも移住者の目線ですね、つくっていただいたというところが主な活動内容でございます。以上でございます。

10番 瀧本攻議員

答弁漏れや。現状の実績はあるんですか。

尾上壽一町長

議長お待ちください。

東清剛議長

これだけ終わらず、どうします、よろしいですね。

尾上壽一町長

昼から。

東清剛議長

よろしいですね。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

(午後 0時 00分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

塩崎企画課長補佐。さっきの答弁の続きをお願いいたします。

塩崎清人企画課長補佐

移住・定住担当隊員が着任された平成28年10月から現在までの移住者数でございますが、16世帯、26人でございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

年齢的にはどうですか。わかりませんか。

東清剛議長

塩崎企画課長補佐。

塩崎清人企画課長補佐

主に40代から60代の方が年齢的には多いというふうな結果が出ております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

私ね最近10日にこの本を買ってきたんです、日本の地図。生涯活躍のまちづくりということで地方創生を推し進めるセカンドライフということですね。これへ当町はエントリーしてないと思うんですよ。これはエントリーしとる場所が16自治体が選抜されてエントリーしています。79の自治体が計画に着手しています。2017年の10月の時点で246の自治体が生涯活躍の町を推進しとると、このことはご存知ですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すいません。存じておりません。データそのものを存じてないということです。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これは町長の勉強家にしてはちょっとおかしいと思うよ。これを安倍政権が進めたですね、三本の矢の1つですよ。だからこれ勉強していただいてエントリーして、これお金もくれるんですよ。あれやったら先週の木曜日買ってきたんちょうど。19年度版やでね、これね。副町長お願いします。

東清剛議長

中場副町長。

中場幹副町長

今ご指摘のありましたことにつきまして、十分勉強させていただきまして、可能であればそのような方向も検討したいというふうに思っております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それじゃあよろしく願いいたします。

それでは住宅リフォームの補助金の実績と今後の考え方ですね、私が昨年の12月やったかな、近江市の視察をしてきて質問したら町長は今年の3月に予算つけてもらったと。それで6月につくかなと思ったらつかなかった。6月に一般質問した。そうしたら今度9月についたんやね。この辺のPDCAはどういうふうに行いましたか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住宅リフォームのPDCAということですが、5月ですね、やつの募集を反省しまして、9月の補正でする時には募集方法等を検討いたしました。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

PDCAね、プランを立てて、ドゥーしてチェックして、アクトしたのはどういうふう

になつとるの、何月何日にしたと、それを教えてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはいつということよりこの住宅リフォームを考えた時がPですわね、当初予算の。D oということで5月の募集ということで、直ちに一杯になりました。C h e c kということでその5月を踏まえて基本的に先着順はいかかなものかということで、9月にですね、P D Cまでいったか、それで予算化してDのところまで9月予算を消化しているところでございます。

10番 瀧本攻議員

日数は。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

日数って特にありません。5月の基本的に直ちに一杯になったということ踏まえてですね、9月補正でやろうかどうかというのを、9月補正予算の締め切りまで考えたということです。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

私が12月の時に質問した時にね、今年の3月に3,000万円ぐらい来るかなということを行いました。チェックしたんでチェックしたら6月にですね、補正で載ってこなあかん。だから僕は6月に質問したわけですよ。だから実績がこう出てきておるわけですから、これもですね財政事情でいうたらですね、いうたらあれですよ、5月の実績はですね、だいたい3,800万円ぐらいですね、その内の500万円いうとですね、だいたい13%のお金でもって3,800万円の事業ができておるんですよ、合併特例債も過疎債よりもずっといい。町民が87%出しておるのやから、こんな活性の事業はないと思うよ。思いません、この5月の実績に基づいてはね。その辺どういうふう判断しとる。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

5月がですね、一杯になったんで、それで9月にあげさせていただいたんです。それで5月の事業の締切りっていうんですか、申し込みの締切りが5月21日です。その時点でも既に6月の補正予算の金額がもう決定しておりますんで、6月には間に合わないという話です。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

私は行政のことようわからんけどね、そんなもんすぐ500万円、1,000万円、パーとあげたらええんや、そうでしょう。チェックして間に合わんでオーバーしとんのやで、それが間に合わんだということはですね、今のこの社会では通じませんよ、それはそうでしょう。それでまたこの9月のやつを募集したらですね、なんか人数が多かったと。だから町長ね、もうちょっと太っ腹でですね、500万円、1,000万円ぐらいの来年度の当初の予算ね、要するに13%でもってですね、実績でるでしょう。87%が町民が出すわけですよ。この辺がどうもフットワークが悪いと思うよ。健康施設へ通っておるわけやでさフットワーク良くして、こころ辺目指してやってもらわな困る、どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。その予算の立てる期間というのが議会の議運とかそういったものございまして、それまでに締め切って議運のための予算書やそういったものをつくらなければいけないんで、6月はリフォームの締切りと6月の補正予算に出す予算の締切りが出せなかったということです。9月の時も500万円させていただきました。これ500万円してオーバーしたわけなんですけど、このことについてはですね、公平性をするために抽選という形にさせていただきました。これチェックしたことでこういう抽選の仕方にさせていただきましたんで、ただ金額が大きい小さいはですね、ちょっと予算を踏まえながらやっておりますのでご理解いただきたいと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ちょっとその辺の町長の経済観念がわからん。そんなんやったら12月にあげてこないかんかったね。そんなね、だいたいそれぐらいのことをです、予測するぐらいの頭を持っておらんだら未来思考の町はつくれんね。それはその都度どおりやっておったらだいたいしたらわかるでしょう69人も来たんだから。それはそれでいいですわ。一遍執行部で検討してください。笑い事じゃないですよ、真剣にしとるわけやで。

それとです、私これ質問する時にです、同僚議員から付け加えて質問してくれって言われたんやけども、9月に決定した人ね、結局まだ施工してない人もおるわけですよ。その人が結局30年度の予算でできない場合は31年度のどこへまたいでいくわけです。今の予算でできなんだ場合はね、それは可能かどうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補助金という制度の仕方からするとまたいでそのオッケーというわけにはいかないというようなお話です。ですからその業務をする中での調整していただかなければいけないんじゃないかなとそういうことですね。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

調整ということはその人が優先的に来年度もやれない。それはちょっと問題やね。というのはね20号、21号、24号、台風3つ来たわけね。私ともありました。まだ直しております。これでもってです、トタン屋根とか障子、それからドア、非常に忙しいなととるんですよ民間のほうでね。また会社のほうで作業でも忙しくなるととるんです。その辺も踏まえてです、行政というのは町長という住民が主人公やないかな。だからそういうことをです、これを超えてやったら法律に抵触するんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは要綱をつくっておりますんで補助金の要綱です、やっぱりルールを守りたいなと私自身は思っております。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ルールはルールでいいんやけども要綱ですから悪いルールは改正せないかんね。そうしてください、要望しておきます。これで3番の質問を終わります。

それでは地場産業の振興について農林漁業、建設業をどのように計画を考えておるのか。実績は何かあればお示し願いたいと思います。私は第2次の初期の計画でもいろいろ見ました。だけども一向にそれに対する予算が張りついてない。付加価値いうて前の時は重付加価値になっとなのやで付加価値の理念がわかってない。

それは今度のですね、前期の計画書に載っていますよ、付加価値いうて。その辺どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地場産業のこと付加価値というのはですね、6次産業化をしたりブランド化をしたり付加価値をつけていくということで努力をしております。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長あんた付加価値の理念わかってない。付加価値いうのはね、この前、僕もいろいろ勉強させてもらった。どなたかが言うと思ったんですかね、大阪市のね。それをミツカン、醤油屋のミツカンの社長、会長かな、今日本のだいたい2割か3割占めてます。アメリカで5割占めてます。それで付加価値いうのはね、供給と需要があるわけですね。需要が多くて供給が少ないところに付加価値が生まれる。私は前の時に損益分岐点でいいましたけども、だから使うほうが多いわけやから供給が少ないわけやから当然値段高くなる。付加価値はこうして生まれるんですよ。だからどういうふうにして付加価値つける。付加価値つけるために予算をつけてますか。これに書いてあるやないか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからそういった付加価値をですね、それぞれの業界の皆さんと考えているというこ

とでございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これこの29年度からの計画書のコピーですわ、これに魅力ある活力の産業の町って書いてあるんです。その中に付加価値も出てきます、林業のことも。これに対して予算ついていますか。だから、例えば言いますよ、後継者担い手の育成、農産物の特産品の開発、それから次いきますとですね、伊勢志摩サミットでテーブルが使われてヒノキね、あれ普及しましたか。サミットでさ、テーブル、それから地元材の新たな利用活用の促進ね、バイオマスのエネルギーを利用する、これも実践されておりますか。

それから、漁獲物の付加価値を高めるとともに新たな需要の創出を目指す流通ルートの開拓を取り組みますと書いてある。これは重点なことですよ。担い手の育成組織の強化ね、いろいろ書いてあるわけですよ。

だから、これに予算をつけなんだらですね、そのものはですね、失敗するかもわかりませんが、動かんですよこれは、どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

捉え方の問題だと思うんですけど、林業ではF S Cの認証したりですね、農業遺産に登録したりそういったものを全て予算が入っておりますし、伊勢志摩のサミットですね、首脳テーブルあれをしたことによって、それを発信していこうということで、東京都へも売り込んでおりますし、森林組合自体も紀州のヒノキ材を使って椅子をつくったりですね、いろいろしています。そういった中で森林バイオマスでは、なか土場なんかをつくることによって搬出しやすくして、それをバイオマスチップにしやすいようなこともしていますし、農業にして流通そのものの流通経路はやってないんですが、豊州なんかやってですね、衛生化がやっていますんで、今、衛生化に準じたような市場の改修に予算も入れております。

そういったふうにですね、表で単独でこれをやるというのものもあるんですが、そういうふうないろいろ漁業者、林業者、農業者と話し合いながら、少しずつ施策として協力させていただいていることはたくさんございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それやそれで実績でとるんですか、私F S Cの聞いたけどね、あの方、天皇賞もろたけどね、あの町は潤ってないですよ。あの町この町じゃないけども、もう息切れしていますよ、完全に漁業の町は。だから実績は出とるんですかということのを僕は問うとるわけですよ、こういうことを。うととることは言うたら言葉が踊っておるだけで、何もこれをP D C Aこれが行われてないし成果がどんだけ上がっておるかということの数値も出てきてない。

そういうことではこの町はやっぱりこれから挑戦する町やなけりゃあかん。挑戦する町にするためには、やはりそこにキャピタルを入れんことには、それは動かんですよ。資本的、町長、資本はたくさんあります、使えます。いうたら財政調整基金でも20億円ある、他に資金でも他のなんていうんですか、地域振興基金でも12億何千万ありますよ。トータルでいうたら減債を除いたらですね、40億円を超えるお金があるじゃないですか。

いやいやじゃないですよ。やっぱり行政は金を使ってですね、回さんことにはですね、町はますます、私これカムバックして3期目になるけどもね、だんだん悪なつとる。町長は確かにしゃべりは上手になったね、非常にしゃべりは上手になった、答弁も充実しとる。

それで私らを上手にパッパッとあしらうね、ニコニコと笑ってね、そういう点ありますよ。だけどやっぱり実績を出さんことにはですね、町は潤いませんよ、これ。だから実績をやっぱり企画課だとか財政課、それから執行部3人ですね、出してやってもらわなったらこの町はですね、衰退する一方ですよ。だから挑戦をするような町にして欲しい。だから実績がありますか、実績があるんやったら実績を教えてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとさせていただいておるのはですね、当初予算等でも予算としてお示しをさせていただいております。ただ議員がおっしゃるように今直ちにですね、スッと花が咲いたというか実績が出たのは少ないと思います。ただ着実にいろいろな施策をやっておりますんで、そこをですね、いろいろと考えいろいろ業種もありますよね、農林水産業そういったもの建設業の方も含めてなんです、そういう方たちと相談しながらですね、補助率と

いうことでしていますんで、そういった業界の方との調整も図りながらやっております。

ただ議員おっしゃるようにこれだけこうやというのは表れてない部分はございますが、行政としてはそういう地道な努力も必要ではないかと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

やっぱり町長、その辺になると意見が違うね、やはりもうちょっとですね、暴れ馬のようにですね、やっぱりなんていうんですか行動してもらわんと、この町はもう疲弊するばかりですよ。来年、亥やそうですね、だから町長はよくわかっておると思うんですよ。だからそういう点でですね、予算を張りつけてこの予算をこれに張りつけるんやと、水産の付加価値を高めるために業者にもうやる気のある業者にこれを張りつけると。商工会はあかんですよ、あんなものは。あんなもんはだからみんな辞めていったんや、あんなものは。商工会じゃ何もようしやへん。だから町長、商工会の副会長にいうことはないやん。だからもうちょっと笑いながらお互いに問答しとるわけですから、9分しかありませんけども、もう一遍熱意をですね、特にもうこれ終わっておるから、31年度の予算にはですね、びしっとですね、張りつけてですね、これはこうやるあれはこうやるP D C Aはこうやるというようなことをですね、企画課の塩崎課長補佐さんよろしくお願いしますよ。財政課長の水谷さんもよろしく、あんな大蔵大臣やでここで言うたらね。その辺のところを町長どうぞ答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

頑張れという声援を送っていただいたということで我々は議員の提案も含めてですね、職員一同、前を向いて全力で頑張ってます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

まだ8分ぐらいあるけども、私は言いたいことを言うたので副町長この書類も渡しますんでね、要するに今が働き時やでね、50歳、60歳、70歳、働き盛りというんやでね、これ

やってやってもらわなんだからですね、町は活性しないよ。そういうやっぱり国の施策にのってかないかん上手にそれ大事ですよ町長。だから東京へ行っても団体で行ったって一緒のことやあんなもんは。2市3町か、行ってもですね、道路の陳情やとかそんなんや。自分で行ってですね、例えば1週間ぐらい泊り込んでください。そこの課のところの課長か係長ぐらいやったら知つとるわ。そこら金引きちぎってきたらええんですわ。できへん事情それぐらいのことをやらんとですね、私はできないと思う。

私も個人的にそういうことしたことあるよ東京へ行ってね。だからそういう状況に陥っておって、地場産業が完全にですね、衰退し、これが土砂の問題もそうですよ。そういうことになってくるから土砂の問題が出てくるんやね。これちゃんと林業、漁業がちゃんとしておったらこんな問題起こってきやへん。だからやっぱり経済をしっかりするという、経済に視点を置いた政策を私は打って欲しいと思いますが、どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

第1次産業の農林水産業は基幹産業でございますので、議員のおっしゃるようにできるだけの努力をしてまいりたいと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

喉かれたわね。とりあえず来年度の3月の予算を期待しておりますので、とりあえずその辺のところをよくもんでいただいて、意見を聞かしてくれちゅうんやったら聞かせますよ。だからそういうところも考えてもらわなんだから町長、景気よくないでしょう、この町いまね。それはわかっておると思うんや。そういうことを1つお願い申し上げまして、私の12月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

東清剛議長

これで、瀧本攻君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

(午後 1時 27分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 40分)

東清剛議長

次に、6番 原隆伸君の発言を許します。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

みなさんこんにちは。2期目のはじめに12月議会の一般質問、定例議会の一般質問を始めさせていただきます。議長の許可を得ましたので始めさせていただきます。

私の一般質問は1番としまして、「自然と共生の町」宣言の実行性についてということでございます。全体的に朗読いたしますので、もし万が一時間切れになる可能性がありますので、もし時間切れであるようであるならばその残った部分について答弁いただければ幸いと存じます。

1番、「自然と共生の町」宣言の実行性について、町長は今年6月5日に「自然と共生の町」宣言を行った。宣言の内容は紀北町は、世界遺産の熊野古道をはじめ、四季を彩る大台山系の山々、清らかな水、海の恵みをもたらす熊野灘があり、自然豊かなまちである。この自然と人の営みが歴史をつくり生活と文化を育んできた。しかしながら、経済活動や物質的な豊かさが優先されると、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染などの環境破壊により、自然と調和のとれた生活が失われる。町、住民、事業者は、自然の景観と環境が生活と密接なものであると深く認識し、自然・環境を守るため、ここに「自然と共生の町」を宣言する。

- 一 自然・環境問題に一体となって取り組みます。
- 一 豊かな自然を尊び、親しみ、未来につながる活動を行います。
- 一 自然を守り、健康で豊かな生活を築きます。となっている。

1. 環境宣言の実行性を保つ施策についてお聞きしたい。
2番、現在埋め立てに使用されている残土の安全性と崩落危険対策について。
3番、銚子川の上流部に流入が懸念される残土について、日本一の清流を守るためにどうするのか。

2番、公共施設の指定管理や業務委託と地域産業振興策について。

1番、公共施設の指定管理や業務委託による地域産業振興策への取り組みについて。

2番、集客に向けての取り組み状況について。

3番、業務委託されている古里温泉の利用者に対する配慮とリピーターに向けての取り組みについて。

4番、コンセッション方式による水道事業民営化について、私は反対の立場ですが、そういう予定はありませんかということについて質問させていただきます。

まずはじめに環境宣言の実行性を保つ施策について、所信をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

環境宣言の実行性を保つ施策ということでございました。「自然と共生の町」宣言は町の環境問題にかかる施策を実行する上での重要な理念であります。宣言の理念を具現化していく施策につきましては、今後も適時・適所の課で構成した組織等によりまして、施策をですね、形成していくことといたしております。

その1つの成果といたしまして、生活環境の保全に関する条例案を作成いたしましたので、条例施行後は事業活動と生活環境の保全が調和するよう取り組みを開始してまいりたいと思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私は昨年の12月議会の一般質問におきまして、条例と施行規則の制定を呼びかけました、提案しました。1年を経過して遅くなった感は否めませんが、今、条例案及び施行規則案が提出されております。しかしながら、私としてはちょっと後手に回ったんじゃない

いかという気がするんですけども、町長の所見をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろございます。これですね、後手に回ったのではないかということですが、我々2年前からですね、以上前から県のほうにはものを申してまいりました。県で条例をつくってくださいとかいうお話をずっと続けて、県と特記事項を守ってくださいとか、そういうお話をしてまいりました。そういう中でまず我々にとっては、この理念である宣言が必要であるということで、今年の6月5日世界環境デーの日にですね、宣言をご可決いただいたような次第でございます。

それから、もともとの計画である宣言に基づく条例をつくろうということで、先だって全協でご説明をさせていただきましたので、我々といたしましては最短である3月議会上程させていただいてご可決賜わりたいと、そのように思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

ちなみに私は去年の12月議会でどのようなことを言っているかということで、ちょっと述べさせていただきます。155ページに、まずこの12月議会で制定させる。これは宣言ですね、宣言を成立させる。もしくはそうですね、もう12月議会で宣言を出すというような一刻の猶予もならない形で町長の意思表示をする必要があると思う。町長のいう豊かな自然、そして紀北町を守るんだと町長としての責務であると、そういう考え方からすれば自ずととるべき道は出てくるはずですよというふうに。

158ページですけども、後手に回ったら終わりです。取り返しがつきません。安全・安心と言っておるけども本当に安全・安心に対する対策をしているのかというようなことを。

それから、162ページで後手に回ったら終わりですけども、終わりですんで先手先手を打って、次の手を後で後悔せんでもいいように、あそこでこうしておいたんでよかったなということが常に考えられる余地を残した考え方と行動してほしいということで述べてます。

あれから1年経ったということは、この懸念が1年間放置されていたということに等しいわけですね。それで条例を今つくろうとしているんですけども、今までこの1年を延

ばしたことによってですね、ちょっと後手に回りつつある、これを何とか実行性を持たしていくにはどうしたらいいんだと、本当に町長としてですね、今、必死になって考えた考え方をですね、今一度お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としては12月にご提案をいただきました。そういった提案も踏まえてですね、一生懸命努力させていただいて6月に宣言をさせていただいて、今議会の時にですね、全協で説明をさせていただきました。そしてその間につきましては、町での残土のですね、データ等を県からいただいたりですね、いろいろ県に対するご意見等も申し上げてまいりましたし、監視活動等そういったものも毎月行っておりますし、台風時にはですね、しっかりとまた巡回等も行わせていただいておりますので、放置ではなしにこの1年間、議員からご質問いただいてですね、必死に取り組んでまいった次第でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

それでは次に移ります。現在埋め立てに使用されている残土の安全性と崩落危険性対策について、とりあえずお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

崩落の危険性でございます。そういった危険性があるのではないかという認識の下ですね、先ほど申し上げたような毎月1回巡視をさせていただいたり、台風時等についてですね、また見に行ったりしているところでございまして、それらを安全な施策というんですか、方策でやっていただくというために条例等にも盛り込んでおります。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

残土の安全性についてはいろいろと県のほうにもですね、業者さんから資料は提出されているみたいですけども、業者さんから提出された資料であって、それについてその事実

の確保が今できないような状態になっております。今、残土の安全性を考える時にどうしても土壌成分分析表及び土壌成分溶出試験、そして残土の比重ですね、だから黒い残土というのは一体なんであるのかと、土、土砂であれば比重は高いと思うんですけども、先ほど前者議員が言われたような泥土ですか、汚泥のこがした部分ですけども、そういうようなものになってくると、ひょっとしたら比重はもっと低い可能性があるのかなということもちょっと若干懸念されますので、そこについて調べる必要があるんじゃないかなと。

それから、崩落危険性についてですけども、今、町長の出されておる条例案の中にも、傾斜が法面30度というふうになっています。30度であれば安全という根拠、知見それはどういうふうになっておるのかとそこらもちょっとお伺いしたいということですね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから答弁でさせていただいております出てくる時にも、そういう検査をクリアした土であって、入ってくる時には県にですね、特記事項の中で成分分析表等も出されておりますので、今現時点ではそれを信じるしかございません。そういったものをですね、調査したり立ち入ったりすることができるような権限を記したのが、この条例でございます。そういったことでございます。先ほど条例等のことでお話したとかですね、課長に答弁いたさせます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

土壌等の性状等のご質問でありましたんで、そちらにつきましては発生元の情報、また成分分析表を出させ、それを正確性を担保するために町の立会いのもと、検体を提出させそれを町が測定するといった仕組みもございますので、そこで担保をしていきたいというふうに考えてございます。

あと30度の構造基準ということではありますが、基本的に現在の国の法令からの流れといえますか、法体系でいきますと、まず正確な盛土をするための基準としては考えられるのは国土交通省の宅地防災マニュアルというものであります。それを準じて県が策定しているもので、三重県宅地開発事業に関する技術マニュアルというものがございます。

本件の構造基準については、これらを準じたものを規定しております。30度というのも

それでございます。町の構造に不足があるというご提案であれば、安全確保のため現在の法体系の下、現状の知見から定められた構造の安全に不足があるというご指摘だと思いますので、具体的にその問題点の実例であるとか、構造基準の瑕疵を示していただければ何らかのご返答もできるのではないかと考えてございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

一般論で結構ですけども、今、私が懸念するのはですね、最近よく地震についても2年以内とかいう説も生まれていることもございます。もし地震が起こって崩落してですね、大雨もしくは逆に大雨の後に地震が起こって崩落すると。そういうようなことが起こった場合に、土砂で埋められた河川、川ですね、堆積土砂のために水が流出しなくなり、周辺家屋が池になる、そういう危険性がございます。その時にいったい誰が責任とるのかということが一番問題になってくると思うんですね。被害家屋の持ち主に対して自己責任だよなんてことは言えないと思う。だからそこについての町長の所見をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事業に関して起因するものであれば事業者責任だと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

事業者の責任であることはいうまでもないことでございますけれども、事業者が経済的理由その他で補償しない場合は誰が責任をとるんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あくまでも事業者責任ですので、法廷とかそういったところで起因した原因を明確にし、それを請求するしかないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

地方自治法の1条の2について、ちょっと読んでいただければ幸いなのですが、よろしくをお願いします。

東清剛議長

原議員、読むというよりも示してください、内容を。読んでくださいじゃなしに示していただいてから町長が答弁いたします。

6番 原隆伸議員

指名ということは担当者を指名ということですか。

東清剛議長

示してください。1条どういう内容かを示してください。

6番 原隆伸議員

地方自治法の第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。ということで、要するにその被害住民に対してですね、被害住民にならないように前もって施策を講じる必要があるんじゃないですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのために法律とか条例とかでそういう見守っていくというか、その枠内であるかというのをですね、確認していくのが我々の使命でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

要するに被害があった状態では遅いんです。被害にあわないようにどうするかと。今、我々は真剣に考える必要があると思う。だからそういう観点からちょっとでも早くつくる必要がある、一刻も早くです。私が言っているから1年経っている、そこら辺の所見をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あなたは1年とおっしゃいますが、我々はその以前からも検討しておりましたが、時間を要したのにはさまざまな理由がございますので、一刻も早くしたいということで今回させていただきます提案させていただきます、3月議会には上程したいということです。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

上里の汚染土壌問題が解決した時点で、次の手を考えなきゃいかんのですわ。偶然、偶然あの上里の汚染土壌問題はいろんな人のいろんな働きが重なって、稀に解決しました。いつもああいうような解決ができるとは限りません。だから、要はみんながどうやって一生懸命やっていくか。そのことがどうやって国や県を動かしていくか、それにかかっているんです。だから、1年いろいろと考えたというのは逃げ口上です。聞こうじゃありませんか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その時その時のそれぞれの対応の仕方をしております。上里の場合はですね、その問題は一応収束した時に水道水源保護条例にも入れさせていただきましたし、その上里の問題が起きた時には県に行かさせていただいて、紀北町ではこういう残土の問題で問題になっているんですよと県として何とか今、住民の方が不安に思っていることの1つが入っている特記事項を守らせてください。そしてこれから大きな問題になるんで、県も注視しながらそれに対応していただきたい。

それでその後も条例の制定に向けて我々も県のほうへお願いを申ししてきました。そういう中で流れの中でこれは一刻も早く町がつくれる、町の議会で決定できる条例をつくるべきだということで、我々といたしましてはこういうタイムスケジュールになったような経過でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この問題について前者議員もいろいろと言っていましたんで、ただその前者議員の質問に対する答弁の中でですね、町長が地方自治法の14条ということで言われましたですけども、

私は14条について勉強してますけどもわかりますけども、聞いている人たちはですね、地方自治法の14条にどんなことが書いてあるのか、またそれがどういう意味を持つのかということはわかりにくいもんですから、それをできればわかるようにご説明願えれば幸いです、よろしくお願いします。

東清剛議長

それも14条どういう内容なんかを示してから質問してください。

6番 原隆伸議員

これは私が書いてないですよ、書いてはないけども環境宣言の実行性を保つ資料、施策、これに類することやと思いますんでそこをご説明いただければ幸いです、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方自治法第14条第1項、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。以上です。ごめんなさい、説明になってないね。今、読んだだけです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ということは法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるということでございまして、第2条第2項というのは、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。つまり法律で決まっているものを処理することができますよというのが、地方自治法の2条の第2項です。それを処理できる。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私は前者議員の回答に一番わかりやすいというのは、第14条の3項ですね、これを言うことによって前者議員の言ったことに、ある一定の説明がわかりやすいんじゃないかと思うんですが、もう一度お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは弁護士等に相談した時の話ですかね、前者議員の。第14条の第3項はですね、このように書いてあります。普通地方公共団体は、法令に特別な定めがあるものを除くほか、その条例中に条例に、違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮うんぬんがありまして、100万円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。ということに記載されておりますので、2年以下云々それと100万円以下の罰金を設けることができるが、それ以上のものはできないよという規定でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これを読んでいただければ町長が反問権的に言ったようなことをそう言わなくてもこれを言えば理解できると私はそのように考えます。それでこの件は終えておきます。

それで3項、銚子川の上流部に流入が懸念される残土について、日本一の清流を守るためにどうするのか所信をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

結局広域にわたるようなですね、お互い協力をしなければいけないし、自治体連携も行わなければいけないし、我々はずっと常に言い続けてきたのは、今議員おっしゃったように紀北町じゃないところの場所へできる、そういうふうに条例をつくれば条例のないところへいくとかですね、環境学者の方もおっしゃっています。そういうことで広域的なものをつくれという、つくっていただきたいということを県にお願いしておりますので、全体をですね、把握というかそういう制限のできるような条例というと、県、市町の域をまたいだもの県域でやっぱりつくっていただきたいという考えです。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

前者議員が言っていたようにこれはですね、この埋め立てについては景観法に基づいて

やっております、許可が出ております。景観法によりますと擁壁がつくれないんですけども、ここの現場はどうしても擁壁をつくる必要があるんじゃないかなと、特に谷をつたってですね、土砂が崩落した場合に谷をつたって土砂が流れ込む、もしくは濁水が流入する。そういう可能性があるかと考えられます。

伏流水があるもんですから流れがあつて、沈殿汚泥は泥はですね、流れが緩やかになれば底に沈殿しますけれども、伏流水によってそれが沈殿されないところもあつて流れてくる可能性もありますけども、この流れた土砂についてはですね、河口部、海に沈殿する可能性もございますので、やっぱり漁業に対する被害も想定できますし、まして銚子川は今まで必死になつてPRしてきた川でございます。その重要性を考えればですね、本当に何をさておいても何とかせないかんという考え方が生まれようかと思ひます。

町長につきましてはですね、かつて産廃の問題ですか、これについて取り組んでいろいろな経験を持ってますもんですから、それを十分に生かしてやってくれるもんやと私は期待しているんですけども、最後に町長の決意をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々はこのすばらしい自然を守るということは宣言にも記載しております。議員おっしゃるように我々行政はですね、近隣の市町とも協力、連携しあいながらこういった環境を守っていきたい。また三重県にはですね、引き続き条例の制定等でもう一段上のところからですね、いろいろな制限や規制、それから立ち入ったりする条例を求めてまいりますので、気持ちといたしましては議員と一緒に、この美しい自然を守り後世に残すことが大事だと考えております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この発生場所はですね、他市になりますので、そこの連携をより強固にしていかないと難しい面があると思ひますので、町長にはですね、尾鷲市との連携をより一層強めてもらつて力強く取り組んでいただきたい、そのように思ひます。

それでは、2の公共施設の指定管理や業務委託の地域産業振興策についてお伺いします。1番、公共施設の指定管理や業務委託による地域産業振興策への取り組みについて、どう

いうふうに考えているのか所信をお伺いたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公共施設ですね、いろいろと交流という観点からもですね、始神テラスとかキャンプ inn 海山、紀北健康センターやきいながしま古里温泉、そういったものがたくさんけいちゅう等ございます。そういったものをですね、十分活用しながら交流人口も見据えて、それらのお客様をですね、どうやって紀北町へ訪れていただくか、紀北町を訪れた方をそういった施設にですね、どうやって取り込んでいくのかということが必要だと思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

取り組んでいけば結果が出ると思うんですけども、それについての結果についてご報告願えれば幸いです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どの観点から言えばいいのかちょっと具体がないんであれなんですけど、それぞれの施設でですね、お客様等がですね、十分みえていただいております。始神テラスができたおかげで200万人のですね、目標達成も第1次総合計画の目標達成をすることができましたし、キャンプ inn 海山においてはですね、1.6倍、1.7倍、そのようなレベルのですね、お客様にお越しいただいております。ただ始神テラスができた関係、始神テラスができたというより高速が通った関係で下の両道の駅のお客様は多少減っておりますが、それぞれの管理者の努力で今、マンボウのほうはですね、上がってきているところでございます。

こういったいろいろなところをですね、活用しながら行っていきたいと思いますが、今年22年ですから23年から銚子川のことにも取り組んでまいりました。その成果をいただきましてですね、先だって三重県内のグーグル検索が三重県で4位というような成績も出てまいりました。4位でええんやな。そういうこともあって知名度も知られてきまして、先だっても東京のある方とお会いした時、銚子川っていうのは君のどこかと言われたらしいで

す。そして行きたいんやけども、どうすればええんやと銚子の銚子かなというようなお話まで笑い話でこの小さな町が出るようにまでなっただけだったので、銚子川等に及ぶです、ことにつきまして大変成果が出ていると思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

2番の集客に向けての取り組み状況についてというのと、ちょっと絡んでくるんですけども、この地域産業振興策の取り組みというのがですね、どういうふうになれば今の集客と絡ませられるのかと。200万人が来町してもですね、便ノ山の施設はそれは良くなっていますけども、他の施設についてどうなのかというところですね、特に古里温泉はちょっと業務委託契約ではございますけども、増えているのかまた増やすための努力をどういうふうに行っているのか、それについてもう一度町長の所信をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今申し上げましたように立入客という視点でも約200万人近くの方が訪れていただいております。そこですね、銚子川も今のような状況になっておりますので、そういった立ち寄っていただいた方たちをですね、いろいろな施設に行っていただく民宿に行っていただく、ホテルに行っていただく、そのつなぎの施策がこれからますます必要になってくるのではないかと思います。

基本的に単独の施設で呼べるほどの施設はございません。始神テラスにしろ健康センターにしろ、そういった今お話をさせていただいた古里温泉にしろ、キャンプ inn 海山にしろですね、それはなんていうのかな、全体の紀北町の自然があってそこに訪れる人たちを導いていく手段であります。手段というかそこへ導くという話なんで、今、議員もおそらくそれを言いたいんだろうと思うんですが、まずは今、紀北町へお越しいただく。そのお越しいただいた方をどこへ行かすか行っていただくか。

だから、はっきり言ってうちみたいに小さな町で、この施設だけでお客様を呼べるというような状況はそんな大きな施設はございません。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

施設の集客について私は言っていますけども、地域振興策及び産業振興策として捉えるならば、その集客した人たちをどういうふうに地域振興策や産業振興策に結びつけていくのかということが一番問題になろうかと思うんです。

地域振興策というのはやっぱり地元業者が潤えば、資金的に余裕ができればですね、今日も言ったことございますけども、研究費だとかいろいろ開発費に回せることはできると思うんです。そういう業者がですね、できるだけゆとりのある形にしていくにはどうするか。今一部の施設においてはですね、持ち出しのようなことをやっているところもございます。そういうところをより生産性なり負担かけない、またやりがい生まれるようにするにはどうするのかと。また、よそから来た人が紀北町へ住みたい、そやけど働くところがないというのが今の現実でございます。そういう人たちが趣味の世界を生かしているんなことをやって、それで商品開発をしてその商品開発に基づいて販路を今ある施設に納入する。

それでそのことによって実績ができれば、それをふるさと納税に乗せていくとか。それから、それが成功すれば要するに自ら資金をつくって工場を建てるとかですね、事業化していくとか、そういうことが可能になろうかと思うんです。

だから、あくまでも要するに現在ある施設は、要するに地元の業者とか地元の住民が新たなことをやる拠点でなければならぬ。人が来て、来ましたよ、要するにお金を落としましたよということだけじゃだめだと思うんですよね。

私、前からよく言っているんですけども、土産物を買おうかと思って行ってですね、ああこれええなと思って後ろを見るとですね、よその産地であったり地元業者であっても、それが流通業者であったりですね、そういうようなことが多いわけです。だから、良いものであるならば地元でそういうことをやる。事業化するにはなかなか大変ですけども、何も努力しないところに何も生まれません。努力してもなかなか難しい。しかしながら、やったらやっただけのことは絶対に歩いた後に道はできるはずですよ。そこに町とか行政がですね、いろんな政策で補助していけば紀北町が新たな地域産業の振興ができると思うんですよね。

特に町においてはですね、やっぱり地震・津波ということもいつ起こるかわかりませんが、いろんな難しい問題があります。その地域おこしそれから産業振興策、これを行うことによってですね、そういう時の第2の拠点という考え方もできようかと思うんです。

起こってからでは遅いんです。今の間にそれに代用できるようなそういうような施策をですね、一つひとつやっていく必要がある。考えないと何もできません。思いつきになってしまいます。いろいろ考えていけば何らかのヒントが生まれます。

そして考えているならば、考えてない人が浮かんだものが1つや2つあるのが、普段から苦しんで考えていけば、その浮かんだものが10にも12にもなります。そういう生かせる場を今から必死になってですね、考えていく必要がある。これは残土の問題に対する取り組みも一緒です。ということでこの業務委託と古里温泉の利用者に対する配慮とリピーターということについてはですね、前回の9月議会において1期目の最終回の一般質問において、古里温泉こんなんやったらやめちまえと言ったことがございますけども、それについて一部批判も受けました。だけど私は手前味噌は嫌いだと、だから何も言いませんでした。だけど町長は私のやってきたことについて、どういう考え方を持っているのか、ちょっと一言いっていただければ幸いです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず前半の下りのところのですね、頑張らなきゃいけないよというところはまったく議員おっしゃるとおりだと思います。議員が熱心にまちづくりのことも考えていただいているのも、これもそのとおりだと思います。

我々といたしましてはですね、個々のことはあまり言いたくないですけど、いろいろ例えば人が来ていただくだけではだめだ。お金を落としてもらうだけでは、まずそこからスタートしなければ発展もしないところもございます。

それから、今始神テラスなんかはアンテナショップとしてですね、JAPANの方に指定管理していただいておりますが、そこに納めることによって売れることによって、その生産者が潤い、その6次産業ですよね、とる方、加工する方、そして売る方、そういうことについて結びついているものだと思いますし、それぞれ今いろいろおっしゃったことについてもですね、それぞれの施設を生かすために来訪者に対して、それぞれの施設を活用してもらうような方策をやっていく。基本的には議員おっしゃるようにあがきながら1つずつ前に事業を進めていくことが大事だと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

9月議会において、私は古里温泉はやめるべきだと、今のままではということと言ったと思うんですけども、これにはですね、いろんな意味がありまして、それについて今細かいことは言えませんので、要するにいろんなことを配慮しないとだめだよと。私は手前味噌は嫌いですが、言わんとわからないことがございますので、あの当時課長が2年前からきれいになってますと、良くなっていますと言いましたけども、2年前に掃除したのは私でございますので、言いたくないけども言わさせていただきます。

それで、この問題はおきます。

あと4番目のコンセッション方式による水道事業民営化について、私は反対の立場ですが、そういった予定はありますかということについて、町長の考え方を伺います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどのまず件につきましてはですね、議員のご指摘、本当に今までも古里温泉についてはご指摘をいただいております。そのおかげでですね、改善できた点もございますし、今現在はですね、お客様の評判も随分上がっているとアンケートには表れているところでございます。そういった意味では議員に感謝を申し上げます。

それからですね、水道事業の民営化のお話でございますね。これについてはですね、法律でそういうふうになるということなんですが、基本的に町民の命を守る事業でございます、水道というものは。簡単に民営化できるものではないと私は思っておりますし、また、民間企業がですね、我々のような人口の大変少ないところを狙って、業として成り立つかという成り立たないと思います。これが東紀州一帯と考えてもですね、密集してないわけなんですから、私がもし民間事業者でしたら手を出すような地域ではないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これにつきましてはですね、コンセッションを公共施設運営事業として、平成30年6月15日に民間資金等活用事業推進会議で決定していますけども、この中でですね、フランスのヴェオリア日本法人、社長ですけども、この人が野田由美子とおっしゃるんですけども、由美子さんとおっしゃるんですけども、かつては内閣府の委員会の委員であった。また一

部仄聞するところによるとですね、推進会議の中にヴェオリアの社員がいつているとかいうようなことで、ちょっと不可解なところもございますんで、我々としては参加せんほうがええなというふうに考えますんで、重ねて所信をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように今現在のところですね、当町で議論するような問題ではないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

今年も残り少なくなりました。トリの一般質問をこれにて終了させていただきます。来年は良い年であることを期待しておかせしてもらいます。失礼します。

東清剛議長

これで原隆伸君の質問を終わります。

なお入江康仁君から体調不良のため一般質問の取り下げの申し出がありましたので、許可することにいたします。

以上で通告済みの質問はすべて終了しました。

お諮りします。

12月20日は本会議とし一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は本日全て終了したことにより、12月20日は休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

従って、12月20日は休会とすることに決定しました。

家崎仁行議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 28分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 28 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生